

令和元年度版

府税の しおり



<お知らせ>

令和元年6月1日から
宿泊税の免税点が
1万円未満から7千円未満に
引き下げられました。

もくじ

令和元年度 主な税制改正の紹介	1
データで見る予算（府税）のあらまし	2
税金の種類	4

しごとと税

個人府民税（府税）	6
個人市町村民税（市町村税）	9
個人事業税（府税）	10
法人府民税（府税）	11
法人事業税（府税）	12
地方法人特別税（国税）	13
特別法人事業税（国税）	14
法人市町村民税（市町村税）	15
所得税（国税）	15
法人税（国税）	16
地方法人税（国税）	16
事業所税（市町村税）	17
鉱区税（府税）	17

自動車と税

自動車税（府税）	18
自動車取得税（府税）	20
軽自動車税（市町村税）	21
自動車重量税（国税）	22
軽油引取税（府税）	23
揮発油税・地方揮発油税（国税）	24
石油ガス税（国税）	24

不動産と税

不動産取得税（府税）	25
固定資産税（市町村税）	26
都市計画税（市町村税）	26
府が課する固定資産税（府税）	26
登録免許税（国税）	27

くらしと税

消費税（国税）	28
地方消費税（府税）	29
たばこ税（府税、国税、市町村税）	30
ゴルフ場利用税（府税）	31
狩猟税（府税）	31
利子等に係る府民税 府民税利子割（府税）	32
特定配当等に係る府民税 府民税配当割（府税）	32
特定株式等譲渡所得金額に係る府民税 府民税株式等譲渡所得割（府税）	33
宿泊税（府税）	33
入湯税（市町村税）	33
相続税（国税）	34
贈与税（国税）	34

税の制度

府税を納めるには	35
延滞金	38
滞納処分	38
減免・猶予	38
審査請求	39
納税証明書の交付	39

お問合せ先

府税事務所/大阪府域地方税徴収機構	40
本庁/大阪自動車税事務所/府税のホームページ	41
国税局/税務署	42
市役所（市税事務所）/町村役場	43
所在地図（府税事務所・大阪自動車税事務所（分室）・税務局）	45

ふるさと納税

大阪府に対する寄付金（ふるさと納税）にご協力をお願いします。 48

さくいん

令和元年度 主な税制改正の紹介

令和元年度税制改正の主な内容について、府税を中心に紹介します。

■ 特別法人事業税の創設

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度より、消費税率 10%段階において復元後の法人事業税（所得割・収入割）の一部（法人事業税の約 3 割）を分離し、特別法人事業税（国税）とし、法人事業税の税率を引き下げます。

（ ）内は標準税率

主な税率区分	法人事業税（所得割・収入割）		特別法人事業税 創設
	復元後	改正後	
資本金 1 億円超の 普通法人	3.78% (3.6%)	⇒ 1.18% (1%)	事業税額（標準税率分）の 260%
資本金 1 億円以下の 普通法人等	10.08% (9.6%)	⇒ 7.48% (7%)	事業税額（標準税率分）の 37%
収入金額課税 対象法人	1.365% (1.3%)	⇒ 1.065% (1%)	事業税額（標準税率分）の 30%

■ 車体課税の見直し

(1) 自動車税種別割の税率引下げ（恒久減税）

令和元年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、種別割の税率を引き下げます。

税率区分	1,000cc 以下	1,000cc 超 1,500cc 以下	1,500cc 超 2,000cc 以下	2,000cc 超 2,500cc 以下	2,500cc 超
引下げ幅	▲4,500 円	▲4,000 円	▲3,500 円	▲1,500 円	▲1,000 円

(2) 自動車税種別割における「グリーン化特例（軽課）」の見直し

- ・環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定します。
- ・消費税率引上げに配慮し、令和 3 年 4 月 1 日以後に新車新規登録等を受けた自家用乗用車から適用します。

(3) 自動車取得税における「エコカー減税」の軽減割合等の見直し

軽減割合等について一定の見直しを行った上で、適用期限を 6 月延長し令和元年 9 月 30 日までとします。

(4) 需要平準化対策に係る自動車税環境性能割の臨時的軽減

自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を 1 %分軽減します。

■ ふるさと納税制度の見直し

総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税（特例控除）の対象として指定します。

(1) 寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体

(2) （（1）の地方公共団体で）返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体

- ・返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること
- ・返礼品を地場産品とすること

■ 森林環境税の創設 [令和 6 年度から課税]

納税義務者等：国内に住所を有する個人に対して、年額 1,000 円を課する国税

賦課徴収等：市町村が個人住民税と併せて賦課徴収し、都道府県を経由して交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

■ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講じます。（令和 3 年度分個人住民税から）

データで見る予算（府税）のあらまし

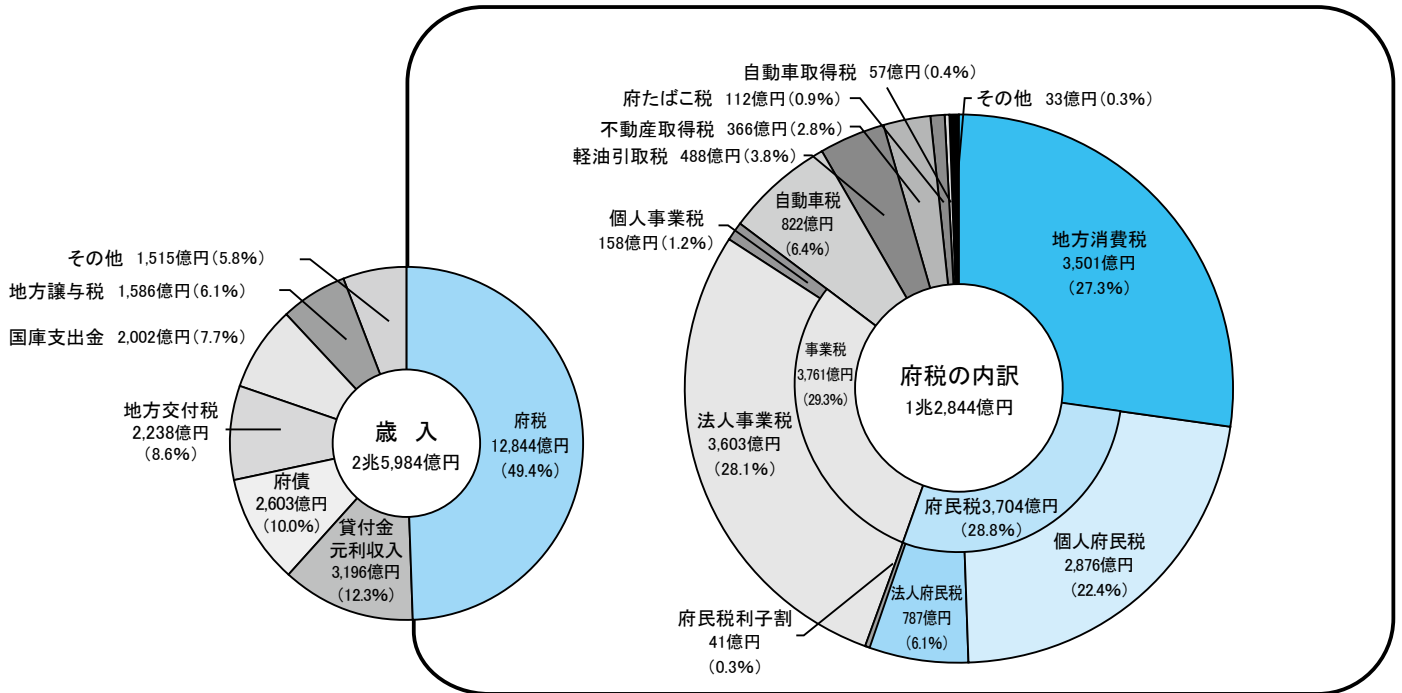
※単位未満は、四捨五入を原則としたため、合計が一致しない場合があります。

令和元年度 大阪府の歳入予算

令和元年度当初予算の総額は、5兆4,467億円です。

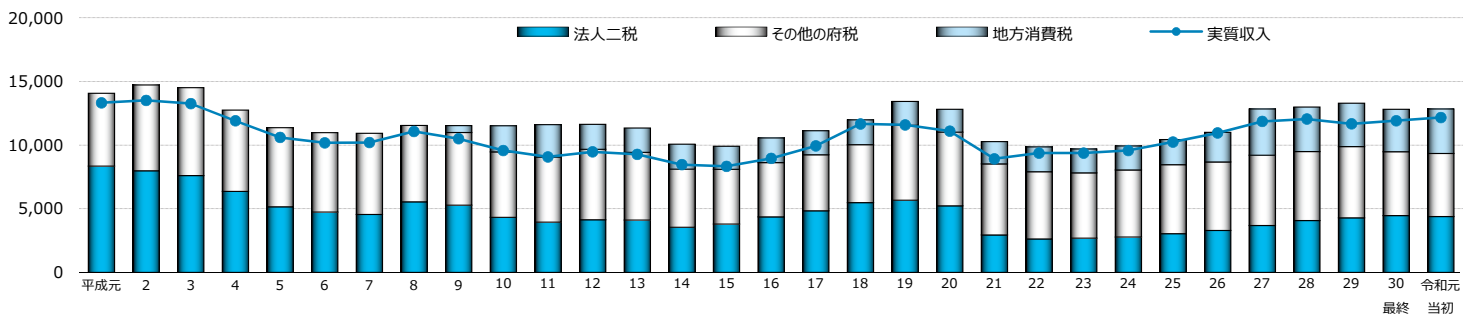
このうち、一般会計が2兆5,984億円、特別会計が2兆8,483億円となっています。

※ 令和元年度一般会計補正予算（第1号）含む。



府税収入の推移

単位 (億円)



(単位：億円)

年度	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
法人二税	8,352	7,982	7,603	6,361	5,152	4,748	4,554	5,549	5,277	4,322	3,948	4,140	4,120	3,554	3,802	4,364
地方消費税(清算後)	-	-	-	-	-	-	-	-	534	2,055	1,910	1,952	1,919	1,964	1,814	1,928
その他の府税	5,723	6,749	6,905	6,396	6,217	6,228	6,376	6,000	5,716	5,145	5,111	5,535	5,306	4,552	4,293	4,267
府税計	14,075	14,731	14,508	12,757	11,369	10,976	10,930	11,549	11,527	11,523	10,969	11,627	11,345	10,070	9,909	10,559
実質収入	13,320	13,510	13,259	11,907	10,603	10,178	10,198	11,071	10,503	9,577	9,072	9,469	9,272	8,462	8,333	8,955

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30 最終	令和元当初
法人二税	4,837	5,490	5,667	5,235	2,944	2,629	2,687	2,780	3,049	3,292	3,689	4,080	4,285	4,460	4,390
地方消費税(清算後)	1,893	1,948	1,869	1,803	1,745	1,954	1,883	1,893	1,983	2,328	3,639	3,502	3,400	3,330	3,501
その他の府税	4,404	4,552	5,889	5,776	5,581	5,277	5,132	5,263	5,410	5,384	5,512	5,410	5,604	5,029	4,953
府税計	11,134	11,990	13,425	12,813	10,270	9,860	9,702	9,936	10,442	11,003	12,840	12,992	13,289	12,818	12,844
実質収入	9,934	11,666	11,591	11,096	8,925	9,376	9,375	9,575	10,245	10,954	11,858	12,045	11,667	11,914	12,165

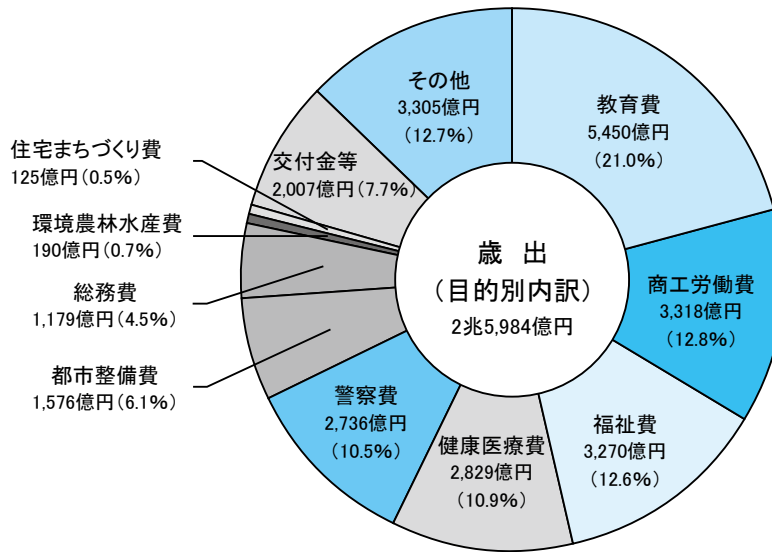
※平成30年度から地方消費税清算特別会計の設置に伴い、平成29年度以前の地方消費税及び府税計は都道府県間清算後の地方消費税額に調整して記載しています。

※実質収入とは、府税収入等のうち、実質的な財源となる金額をいいます。

(府税 + 地方譲与税 + 府県間精算金歳入) - (市町村交付金 + 府県間精算金歳出 + 還付金等)

令和元年度 大阪府の歳出予算

令和元年度当初予算の一般会計歳出を目的別に見ると、教育費が最も多く、次いで商工労働費、福祉費の順となっています。



令和元年度 当初予算

※ 令和元年度一般会計補正予算（第1号）含む。

自然災害の教訓を踏まえた災害対応力の強化

■ 大阪版被災住宅無利子融資事業	6,391 万円
■ ブロック塀等の学校施設設備緊急改修事業	37 億 6,122 万円
■ 防潮堤液状化対策	77 億 9,300 万円
■ 安治川、尻無川、木津川の三大水門の更新	7,690 万円
■ 在宅患者災害時支援体制整備事業	2,516 万円

内外から人々や投資を引きつける都市魅力の向上

■ 2019 年 G20 大阪サミット推進事業	3 億 5,827 万円
■ 国際ビジネスの促進	1 億 2,807 万円
■ 外国人医療体制整備事業	3,916 万円

大阪・関西万博を見据えた取り組みの加速

■ 2025 年日本万国博覧会推進事業	2 億 413 万円
■ いのち輝く未来社会をめざすビジョン推進事業	2,263 万円
■ 受動喫煙防止対策推進事業	1 億 1,958 万円
■ 健康づくり支援プラットフォーム整備推進事業	5 億 4,491 万円

誰もが安心して暮らし、活躍できる環境の充実

■ 児童虐待対応の拡充・強化	2 億 4,585 万円
■ 医療的ケア通学支援事業	2,526 万円
■ 若者・大阪企業未来応援事業	3,059 万円

(府政だより No.426 より抜粋)

税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方団体に納める「地方税」があります。
地方税はさらに、都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

府 税				
普通税	直接税	府 民 税	個人府民税	府内に住所のある個人にかかります
			法人府民税	府内に事務所・事業所のある法人にかかります
			利子等に係る府民税	金融機関等から利子等の支払を受けるときにかかります
			特定配当等に係る府民税	上場法人等から配当等の支払を受けるときにかかります
			特定株式等譲渡所得金額に係る府民税	特定口座内保管上場株式等の譲渡益の支払を受けるときにかかります
		事業税	個人事業税	事業を営んでいる個人の所得にかかります
			法人事業税	事業を営んでいる法人の所得等にかかります
		不動産取得税	土地や家屋を取得したときにかかります	
		自動車税 ※	自動車の所有者にかかります ※R1.9.30まで	
		自動車税種別割 ※	自動車の所有者にかかります ※R1.10.1以降	
		自動車税環境性能割 ※	自動車を取得したときにかかります ※R1.10.1以降	
		鉱 区 税	鉱業権を有する者にかかります	
	府が課する固定資産税	市町村でかかる固定資産税（償却資産）のうち一定の額を超えるものにかかります		
	自動車取得税 ※	自動車を取得したときにかかります ※R1.9.30まで		
	間接税	府たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります	
		ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用したときにかかります	
軽油引取税		軽油の引取り等をしたときにかかります		
地方消費税		消費税が課税される取引に対して、消費税と併せてかかります		
目的税	直接税	狩 獵 税	狩猟者の登録を受けるときにかかります	
	間接税	宿 泊 税	大阪府内の宿泊施設に宿泊（一泊七千円以上）したときにかかります（法定外税）	

「税金の分類」

- ・普通税・・・税収入の使いみちが限定されていない税金をいいます。
- ・目的税・・・税収入の使いみちが限定されている税金をいいます。
- ・直接税・・・税金を負担する人が直接納める税金をいいます。
- ・間接税・・・税金を負担する人が直接納めるのではなく、それ以外の人（事業者等）を経て納める税金をいいます。

国 税

普通税	直接税	所得税	個人の一年間の所得に対してかかります
		復興特別所得税	所得税と併せて、基準所得税額に対してかかります
		法人税	会社や協同組合等の法人の所得に対してかかります
		地方法人税	法人税と併せて、基準法人税額に対してかかります
		相続税	財産を相続又は遺贈により取得したときにかかります
		贈与税	個人から財産をもらったときにかかります
		地価税	土地や借地権等にかかります (平成 10 年以後の課税時期において、課税は停止されています)
		地方法人特別税 ※	法人事業税を申告納付する法人が納めます ※R1.9.30 まで
		特別法人事業税 ※	法人事業税を申告納付する法人が納めます ※R1.10.1 以降
	間接税	消費税	国内での物品の販売、貸付け、サービスの提供等の取引や、輸入される貨物に対してかかります
		酒税	清酒、焼酎、ビール、ワイン等の酒類を製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
		揮発油税	ガソリン等の揮発油等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
		地方揮発油税	
		石油石炭税	原油・天然ガス及び石炭を採取場から出荷したとき又は原油・石油ガス等・石炭及び石油製品を輸入したときにかかります
		航空機燃料税	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります
		石油ガス税	自動車用の石油ガス容器に充てんされた石油ガスを充てん場から、出荷したときや、輸入したときにかかります
		電源開発促進税	電力会社が一般家庭等へ電気を供給したときにかかります
		たばこ税	たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
		たばこ特別税	
		印紙税	契約書や領収書等税法に定められた課税文書を作成したときにかかります
		自動車重量税	自動車検査証の交付等や車両番号の指定を受けるときにかかります
		登録免許税	不動産・船舶・会社の登記・特許権の登録等のときにかかります
		とん税	外国貿易に従事する船舶が寄港したときにかかります
		特別とん税	
関税	外国から輸入した貨物にかかります		
国際観光旅客税	船舶又は航空機により出国するときにかかります		

市 町 村 税

普通税	直接税	市町村民税	個人市町村民税	市町村内に住所のある個人にかかります
			法人市町村民税	市町村内に事務所・事業所のある法人にかかります
			固定資産税	土地や家屋、事業に使う機械等の償却資産にかかります
			軽自動車税 ※	単車や軽自動車の所有者にかかります ※R1.9.30 まで
			軽自動車税種別割 ※	単車や軽自動車の所有者にかかります ※R1.10.1 以降
			軽自動車税環境性能割 ※	三輪以上の軽自動車を取得したときにかかります ※R1.10.1 以降
			鉱産税	採掘した鉱物等の価格にかかります
		特別土地保有税	一定規模以上の土地を所有又は取得したときにかかります (平成 15 年度分以降の新たな課税は停止されています)	
	間接税	市町村たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります	
目的税	直接税	事業所税	指定都市等に所在する一定規模以上の事務所や事業所にかかります	
		都市計画税	市街化区域内に所在する土地や家屋にかかります	
		水利地益税	水利事業の利益を受けるとき土地や家屋にかかります	
		共同施設税	共同施設等によって、特に利益を受けたときにかかります	
		宅地開発税	宅地として開発する土地の面積に応じてかかります	
		国民健康保険税	国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります	
	間接税	入湯税	温泉地の温泉に入浴したときにかかります	

しごとと税

個人府民税（府税）

■ 納める人

所得金額にかかわらず一定の税額で課税される「均等割」と前年の所得金額に応じて課税される「所得割」があり、毎年1月1日の現況によって次の人が納めます。

納める人	納める税額
府内に住所がある個人	均等割額 所得割額
府内に事務所、事業所又は家屋敷がある個人で、それらが所在する市町村内に住所がない人	均等割額

ただし、次の人は非課税となります。

均等割及び所得割が非課税となる人	・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ・障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の人（退職所得等の分離課税に係る所得割を除く。）
均等割が非課税となる人	・前年の合計所得金額が各市町村の条例で定める金額以下の人（非課税となる金額は、市町村によって異なります。）
所得割が非課税となる人	・前年の合計所得金額が「35万円×(本人、同一生計配偶者、扶養親族の合計人数) + 32万円」で求められる金額以下の人 ただし、同一生計配偶者及び扶養親族がいない人は、前年の合計所得金額が35万円以下の人

■ 納める額

● 均等割：年額 1,800 円

※ 均等割の税率の引上げについて

注1 東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から令和5年度までの間、臨時的措置として均等割の税率（年額1,000円）に500円を加算しています。引上げ分の税収については、「防災のための施策」に要する費用に充てられます。

注2 新たな森林保全対策を、緊急かつ集中的に実施するため、平成28年度から令和元年度までの4年間、均等割の税率に300円を加算しています。

● 所得割：個人府民税は前年の所得金額をもとに計算されます。

$$\text{（前年の所得金額 - 所得控除額）} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

└────────── 課税所得金額 ─────────┘

● 税率：4%（指定都市に住所を有する場合は2%）

※ 指定都市に住所を有する場合の税率について

平成29年度税制改正により、平成30年度分以後の個人住民税から、指定都市に住所を有する場合の所得割の税率が個人府民税は2%、個人市民税は8%となります。（退職所得の分離課税を除く。）

● 調整控除額

合計課税所得金額	控除額
200万円以下	「人的控除額の差額の合計額（注1）」と「合計課税所得金額（注2）」のいずれか少ない金額の2%（指定都市に住所を有する場合は1%）
200万円超	{人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の2%（指定都市に住所を有する場合は1%） ただし、この額が1,000円未満の場合は1,000円（指定都市に住所を有する場合は500円）

（注1）「人的控除額の差額の合計額」とは、所得税の人的控除額（配偶者控除や扶養控除等、人に着目した控除）と、住民税の人的控除額との差額の合計額のことです。

（注2）合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことです。

● 税額控除額

控除の種類	控除額
配当控除	株式の配当等の配当所得がある場合、その金額に一定の率を乗じた金額が控除されます。
外国税額控除	外国において生じた所得で、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。
住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)	<p>(所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除されなかった額)と(所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に5%を乗じて得た額(最高97,500円※))のいずれか少ない金額(=住民税住宅ローン控除額)のうち、府民税は5分の2(注1)が控除され、市町村民税は5分の3(注1)が控除されます。</p> <p>(注1)指定都市に住居を有する場合の控除率は、府民税が5分の1、市民税が5分の4です。</p> <p>(注2)平成26年4月から令和3年12月までの入居のうち、消費税率8%または10%で購入された方は、所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た額(最高136,500円)</p> <p>○対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年から令和3年12月までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除額の該当となる方 ・平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除額の該当となる方 <p>※平成19年または平成20年に入居された方については、住民税の住宅ローン控除は適用されません。</p>
寄附金控除	<p>次の(1)と(2)の合計額が控除されます。</p> <p>(1)基本控除額(注1)</p> <p>府民税は、(府民税控除対象寄附金の合計額(注1)-2,000円)×4%(注2)</p> <p>市町村民税は、(市町村民税控除対象寄附金の合計額(注1)-2,000円)×6%(注2)</p> <p>(注1)控除対象寄附金の合計額の限度額は、総所得金額等の30%です。</p> <p>(注2)指定都市に住居を有する場合の控除率は、府民税が2%、市民税が8%です。</p> <p>(2)特例控除額(注3)</p> <p>府民税は、(都道府県・市区町村に対する寄附金-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021(注4))×5分の2(注5)</p> <p>市町村民税は、(都道府県・市区町村に対する寄附金-2,000円)×(90%-所得税の限界税率×1.021(注4))×5分の3(注5)</p> <p>(注3)都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)にのみ適用され、府民税・市町村民税の所得割額の20%が上限となります。</p> <p>(注4)平成26年度から令和20年度まで、復興特別所得税に相当する率を減らす調整が行われます。</p> <p>(注5)指定都市に住居を有する場合の控除率は、府民税が5分の1、市民税が5分の4です。</p>

● 所得控除額

控除の種類	府民税・市町村民税(令和元年度分=平成30年分所得)	備考																								
①雑損控除	次のイとロのどのいずれが多い方 イ ①の金額-(総所得金額等×1/10) ロ ①の金額のうち災害関連支出の金額-5万円 ①=(損失額)-(保険金等により補てんされる額)																									
②医療費控除	{(支払った医療費の額)-(保険金等により補てんされる額)}-(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない方)(限度額200万円)	「保険金等により補てんされる額」には、健康保険・共済組合等からの給付金や自賠責保険・損害保険・生命保険契約に基づき補てんされる金額等があります。																								
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)	(一定のスイッチOTC薬の購入に支払った額)-(保険金等で補てんされる額を除く。)-12,000円=控除額(限度額88,000円)	本特例の適用を受ける場合は、医療費控除の適用を受けることができません。																								
③社会保険料控除	支払った社会保険料の合計額																									
④小規模企業共済等掛金控除	支払った小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く。)、企業型確定拠出年金の掛金、個人型確定拠出年金(いわゆる「iDeCo」)の掛金及び地方公共団体が行う心身障がい者扶養共済制度の掛金の合計額																									
⑤生命保険料控除	<p>次の区分に応じて計算した控除額の合計額</p> $\left[\begin{array}{l} \text{一般生命保険料分} \\ \text{(A旧契約分+B新契約分)} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{C介護医療保険分} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{個人年金保険料分} \\ \text{(D旧契約+E新契約分)} \end{array} \right] \quad (\text{合計限度額 } 70,000 \text{ 円})$ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">旧契約</td> <td>A 一般生命保険</td> <td>15,000円以下 15,001円~40,000円</td> <td>支払額の全額 支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">D 個人年金保険</td> <td>40,001円~70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">新契約</td> <td>B 一般生命保険</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>C 介護医療保険</td> <td>12,001円~32,000円</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">E 個人年金保険</td> <td>32,001円~56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払保険料額	控除額	旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下 15,001円~40,000円	支払額の全額 支払額×1/2+7,500円	D 個人年金保険	40,001円~70,000円	支払額×1/4+17,500円	70,001円以上	35,000円	新契約	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額の全額	C 介護医療保険	12,001円~32,000円	支払額×1/2+6,000円	E 個人年金保険	32,001円~56,000円	支払額×1/4+14,000円	56,001円以上	28,000円	<p>支払保険料額=保険料の金額-剰余金等</p> <p>旧契約：平成23年12月31日以前の契約 新契約：平成24年1月1日以後の契約</p> <p>・同じ契約内容に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、左記の計算式に基づき旧契約・新契約ごとに控除額を計算して、合計します。その場合の限度額は28,000円です。</p> <p>・ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。</p>
区分	支払保険料額	控除額																								
旧契約	A 一般生命保険	15,000円以下 15,001円~40,000円	支払額の全額 支払額×1/2+7,500円																							
	D 個人年金保険	40,001円~70,000円	支払額×1/4+17,500円																							
		70,001円以上	35,000円																							
新契約	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額の全額																							
	C 介護医療保険	12,001円~32,000円	支払額×1/2+6,000円																							
	E 個人年金保険	32,001円~56,000円	支払額×1/4+14,000円																							
		56,001円以上	28,000円																							
⑥地震保険料控除	<p>次の区分に応じて計算した控除額の合計額(合計限度額25,000円)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{A 地震保険契約分} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{B 旧長期損害保険契約等分} \end{array} \right]$ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A 地震保険</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B 旧長期損害保険</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円~15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払保険料額	控除額	A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	50,001円以上	25,000円	B 旧長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額	5,001円~15,000円	支払額×1/2+2,500円		15,001円以上	10,000円	<p>・旧長期損害保険については、平成18年12月31日以前に締結した、満期返戻金のある10年以上の契約に係るものについて適用します。</p> <p>・一つの損害保険契約等が、地震保険契約と旧長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、控除額を計算します。</p>								
区分	支払保険料額	控除額																								
A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2																								
	50,001円以上	25,000円																								
B 旧長期損害保険	5,000円以下	支払額の全額																								
	5,001円~15,000円	支払額×1/2+2,500円																								
	15,001円以上	10,000円																								

⑦障がい者控除	1人につき 260,000円 (特別障がい者は300,000円、特別障がい者が同居の扶養親族である場合は530,000円)	・本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者である場合に適用されます。 ・扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。																																											
⑧寡婦・寡夫控除	260,000円 (一定の要件に該当する寡婦については300,000円)	一定の要件とは、合計所得金額が500万円以下で、扶養親族である子がいる場合をいいます。																																											
⑨勤労学生控除	260,000円	合計所得金額が65万円以下で、かつ、自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の学生にのみ適用されます。																																											
⑩配偶者控除	納税者本人の合計所得金額に応じた控除額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人^(※)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> (※)年齢70歳以上の方		納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般	33万円	22万円	11万円	老人 ^(※)	38万円	26万円	13万円	控除対象配偶者のある人に適用されます。																												
	納税者本人の合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																										
一般	33万円	22万円	11万円																																										
老人 ^(※)	38万円	26万円	13万円																																										
⑪配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額に応じた控除額 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>380,001円～900,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>900,001円～950,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>950,001円～1,000,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～1,230,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>1,230,001円以上</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> <td>0万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	380,001円～900,000円	33万円	22万円	11万円	900,001円～950,000円	31万円	21万円	11万円	950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円	1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円	1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円	1,100,001円～1,150,000円	11万円	8万円	4万円	1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円	1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円	1,230,001円以上	0万円	0万円	0万円	本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限られます。また、生計を一にする配偶者のうち、次に掲げる者は除かれます。 ①他の納税者の扶養親族とされる配偶者 ②青色事業専従者に該当する配偶者で専従者給与の支払を受ける者又は白色事業専従者に該当する配偶者 ③配偶者自身がこの控除を受ける場合におけるその配偶者
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額																																												
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																										
380,001円～900,000円	33万円	22万円	11万円																																										
900,001円～950,000円	31万円	21万円	11万円																																										
950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円																																										
1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円																																										
1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円																																										
1,100,001円～1,150,000円	11万円	8万円	4万円																																										
1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円																																										
1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円																																										
1,230,001円以上	0万円	0万円	0万円																																										
⑫扶養控除	次の区分に応じた控除額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>該当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>16歳以上で下記以外の人</td> </tr> <tr> <td>特定</td> <td>45万円</td> <td>19歳以上23歳未満の人</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>70歳以上の人</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>45万円</td> <td>老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している(祖)父母等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	控除額	該当者	一般	33万円	16歳以上で下記以外の人	特定	45万円	19歳以上23歳未満の人	老人	38万円	70歳以上の人	同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している(祖)父母等	・扶養親族のある人に適用されます。 ・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありません。																												
区分	控除額	該当者																																											
一般	33万円	16歳以上で下記以外の人																																											
特定	45万円	19歳以上23歳未満の人																																											
老人	38万円	70歳以上の人																																											
同居老親等	45万円	老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者と同居している(祖)父母等																																											
⑬基礎控除	330,000円																																												

※ 次に掲げる人は、控除対象配偶者及び扶養親族から除かれます。

- 合計所得金額が38万円を超える人
- 青色事業専従者に該当する者で専従者給与の支払を受ける人又は白色事業専従者に該当する人

■ 納める方法

● 申告

府内市町村内に住所を有する人は、原則として、3月15日までに住所地の市町村に申告書(市町村民税と同一用紙)を提出しなければなりません。

所得税の確定申告をした人や給与所得のみの方は、申告書を提出する必要はありません。ただし、所得税の確定申告をした人が上場株式等の配当所得や特定株式等譲渡所得について所得税と異なる課税方式を選択する場合は、確定申告とは別に市町村民税・府民税の申告が必要です。

● 納税

市町村から送付される納税通知書(納付書)により、年4回(通常は、6月、8月、10月及び1月)(注)に分けて市町村民税とあわせて納めます。

ただし、給与所得者は、6月から翌年5月までの毎月の給与から特別徴収されます。

(注) 各市町村の条例により異なる納期を定めている場合があります。

※ 個人住民税の特別徴収について

個人住民税(個人道府県民税と個人市町村民税を併せた地方税のことです。)の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月の給与を支払う際に、従業員の個人住民税を差し引いて、納税義務者である従業員に代わって、従業員の居住する市町村に納入していただく制度です。事業主(給与支払者)は、原則として、法人・個人を問わず、特別徴収義務者として全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく義務があります(地方税法第321条の4)。

個人市町村民税（市町村税）

■ 納める人

個人府民税（6ページ参照）と同じです。（ただし、「府内」は「市町村内」と読み替えてください。）

■ 納める額

● 均等割：年額 3,500 円

※ 均等割額は、東日本大震災復興基本法に基づく関連法令等の制定・改正により、平成 26 年度から令和 5 年度まで、均等割の税率（年額 3,000 円）に 500 円が加算されています。

● 所得割：個人市町村民税は前年の所得金額をもとに計算されます。

$$\underbrace{(\text{前年の所得金額} - \text{所得控除額})}_{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

● 税率：6%（指定都市に住所を有する場合は8%）

※ 指定都市に住所を有する場合の税率について

平成 29 年度税制改正により、平成 30 年度分以後の個人住民税から、指定都市に住所を有する場合の所得割の税率が個人市民税は 8%、個人府民税は 2%となります。（退職所得の分離課税を除く。）

● 調整控除額

合計課税所得金額	控除額
200万円以下	「人的控除額の差額の合計額（注1）」と「合計課税所得金額（注2）」のいずれか少ない金額の 3%（指定都市に住所を有する場合は 4%）
200万円超	{人的控除額の差額の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} の 3%（指定都市に住所を有する場合は 4%） ただし、この額が 1,500円未満の場合は 1,500円（指定都市に住所を有する場合は 2,000円）

（注1）「人的控除額の差額の合計額」とは、所得税の人的控除額（配偶者控除や扶養控除等、人に着目した控除）と、住民税の人的控除額との差額の合計額のことです。
（注2）合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額のことです。

● 税額控除額

個人府民税（7ページ参照）と同じです。

● 所得控除額

個人府民税（7ページ参照）と同じです。

■ 納める方法

個人府民税（8ページ参照）と同じです。

平成 30 年度から個人住民税の特別徴収を徹底しています！

平成 30 年度から、大阪府内全 43 市町村において、原則として法定要件に該当する事業主すべてを特別徴収義務者に指定、個人住民税の給与からの特別徴収（給与からの差し引き）を徹底しています。

個人住民税は、各自治体にとって行政サービスを支える貴重な財源です。府と府内市町村では、今後とも税収確保と税負担の公平を確保する取組みを進めていきます。府民の皆さんには、個人住民税の特別徴収の徹底に関する取組みについて、ご理解とご協力をお願いします。

特別徴収制度の内容や手続き等、詳しくは、大阪府・各市町村のホームページをご覧ください。

(大阪府又は市町村名を入力) 特別徴収

検索 

個人事業税（府税）

■ 納める人

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる個人が納めます。

第一種事業（37業種）			
物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業
不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業
電気通信事業(放送事業を含む。)		運送業	運送取扱業
船舶定係場業	倉庫業	駐車場業	請負業
印刷業	出版業	写真業	席貸業
旅館業	料理店業	飲食店業	周旋業
代理業	仲立業	問屋業	両替業
公衆浴場業(第三種事業以外のもの)		演劇興行業	遊技場業
遊覧所業	商品取引業	不動産売買業	広告業
興信所業	案内業	冠婚葬祭業	

第二種事業（3業種）			
畜産業	水産業	薪炭製造業	
第三種事業（30業種）			
医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業
弁護士業	司法書士業	行政書士業	公証人業
弁理士業	税理士業	公認会計士業	計理士業
社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業	不動産鑑定業
デザイン業	諸芸師匠業	理容業	美容業
クリーニング業	公衆浴場業(銭湯)	歯科衛生士業	歯科技工士業
測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業	印刷製版業
あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業			装蹄師業

■ 納める額

$$(\text{前年の所得金額} - \text{事業主控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

● 事業主控除額：290万円

ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割額となります。

● 税率：第一種事業…5% 第二種事業…4% 第三種事業…5%

ただし、第三種事業のうち、あん摩等医業に類する事業及び装蹄師業は3%となります。

- ※ 所得金額の計算は、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。
- ※ 青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額も、原則として、所得税の場合と同じです。
- ※ 所得税の青色申告特別控除額は、個人事業税では適用がありません。

■ 納める方法

● 申告

3月15日までに府税事務所に申告書を提出しなければなりません。

ただし、次の人は、申告書を提出する必要はありません。

- ① 所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出した人
- ② 収入金額から必要経費を差し引いた金額が290万円（事業主控除額）以下の人

● 納税

納期は、原則として8月、11月の年2回です。8月に府税事務所から送付する納税通知書により各納期に納めます。

税額（年税額）が1万円以下の場合、8月にその全額を納めます。

※11月に納める納付書は8月送付時に同封しています。

なお、これと異なる月に納税通知書を送付する場合は送付される納税通知書に定める納期によります。

個人事業税の納付には、便利で安心、そして安全な「口座振替」をぜひご利用ください。（37ページ参照）

法人府民税（府税）

■ 納める人

均等割と法人税割とがあり、次の法人が納めます。

納税義務者	納める税額
府内に事務所又は事業所を有する法人 公益法人等（商工会議所等）又は人格のない社団等（青年団、PTA、県人会等）で収益事業を営むものを含む	均等割額 法人税割額
府内に事務所又は事業所を有する公益法人等で収益事業を営まないもの	均等割額
府内に事務所又は事業所を有する公共法人（日本放送協会、日本下水道事業団等）	
府内に寮等がある法人で府内に事務所又は事業所を有しないもの	

■ 納める額

● 均等割

資本金等の額^(注)に応じて、5段階の税率が定められています。

※ 事務所又は事業所を有していた期間が1年に満たない場合は、月割によって算定します。

法人の資本金等の額の区分	税率
公益法人等や1,000万円以下である法人等	2万円
1,000万円を超え1億円以下の法人	7.5万円
1億円を超え10億円以下の法人	26万円
10億円を超え50億円以下の法人	108万円
50億円を超える法人	160万円

(注)資本金等の額については、法人事業税（12ページ参照）の■納める額（注2）を参照してください。

● 法人税割：法人税額 × 税率 = 法人税割額

税率：4.2%（令和元年10月1日以後に開始する事業年度は2%）

ただし、事業年度末の資本金の額が1億円以下の法人で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額の総額が年2,000万円以下の法人は3.2%（令和元年10月1日以後に開始する事業年度は1%）

◆ 法人府民税（均等割）の超過課税について

大阪府では、がんばる中小企業を支えるためのセーフティネットや新たな産業の振興等、大阪経済の成長に向けた施策を実施するため、法人府民税（均等割）について超過課税を実施しています。

◆ 法人府民税（法人税割）・法人事業税の超過課税について

大阪府では、道路網や公共交通等企業の経済活動を支える都市基盤整備の財政需要に対応していく必要があるため、一定の法人の税負担に配慮した上で、法人府民税（法人税割）及び法人事業税について超過課税を実施しています。

■ 納める方法

次の期限までに府税事務所に申告し、納めます。

申告の種類	申告と納税の期限
1 中間申告（事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告の義務がある法人）	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
2 確定申告	事業年度終了の日から2か月以内

法人事業税（府税）

■ 納める人

府内に事務所又は事業所を設けて、事業を営む法人が納めます。
ただし、公益法人等（商工会議所等）又は人格のない社団等（青年団、PTA、県人会等）は、収益事業を営む場合に限り納めます。

■ 納める額

- 所得を課税の基礎とする法人：所得 × 税率 = 税額
- 電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人：収入金額 × 税率 = 税額
- 付加価値額(注1)、資本金等の額(注2)及び所得を課税の基礎とする法人（外形標準課税）：
 $(\text{付加価値額} \times \text{税率}) + (\text{資本金等の額} \times \text{税率}) + (\text{所得} \times \text{税率}) = \text{税額}$

(注1) 付加価値額とは、収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料）に単年度損益を加えたものをいいます。

(注2) 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する額をいいます。なお、連結法人については、同条第17号の2に規定する額をいいます。

（平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、「資本金等の額（前述の金額から無償増減資等の額を加減した額）」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれが高い金額をいいます。）

なお、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として地方税法施行令第6条の25の規定により算定した金額をいいます。

● 税率

区分	法人の種類	所得等の区分	税率 (%)				
			令和元年10月1日以後に開始する事業年度		平成28年4月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度		
			超過税率	不均一課税適用法人の税率(注4)／標準税率	超過税率	不均一課税適用法人の税率(注4)／標準税率	
課税法人 所得金額	普通法人(注1) 公益法人等 人格のない社団等	所得割 軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	3.75	3.5	3.65	3.4
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	5.665	5.3	5.465	5.1
			年800万円を超える所得	7.48	7	7.18	6.7
		軽減税率不適用法人(注3)					
特別法人(注1)	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	3.75	3.5	3.65	3.4
		年400万円を超える所得	5.23	4.9	4.93	4.6	
		軽減税率不適用法人(注3)					
課税法人 収入金額	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業を行う法人	収入割	収入金額	1.065	1	0.965	0.9
外形標準課税 適用法人(注2)	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	0.495	0.4(注5)	0.395	0.3(注5)
			年400万円を超え 年800万円以下の所得	0.835	0.7(注5)	0.635	0.5(注5)
			年800万円を超える所得	1.18	1(注5)	0.88	0.7(注5)
		軽減税率不適用法人(注3)					
	付加価値割	1.26	—	1.26	—		
資本割	0.525	—	0.525	—			

(注1) 特別法人とは、協同組合、信用金庫、医療法人等です。普通法人とは、特別法人、公益法人等及び人格のない社団等以外の法人です。

(注2) 外形標準課税適用法人とは、各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人及び一般財団法人を除きます。）の行う事業（収入金額課税される電気・ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除きます。）に対して課税される法人をいいます。

(注3) 軽減税率不適用法人とは、資本金の額が1,000万円以上であつて3以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人をいいます。軽減税率適用法人とは、軽減税率不適用法人以外の法人です。

(注4) 不均一課税適用法人は、次表の基準にあつてはまる法人をいいます。

所得金額課税法人	資本金の額が1億円以下（特別法人、公益法人等、人格のない社団等は1億円以下として取り扱う）で、かつ、所得の総額が年5,000万円以下の法人
収入金額課税法人	資本金の額が1億円以下で、かつ、収入金額の総額が年4億円以下の法人

(注5) 大阪府では事業税への適用はありませんが、地方税法特別税又は特別法人事業税の基準法人所得割額の計算に用います。

■ 納める方法

法人府民税と同じ期限（11ページ参照）までに府税事務所へ申告し、納めます。

地方法人特別税（国税）

■ 納める人

法人事業税を申告納付する法人が納めます。

※平成 20 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度に適用されます。

■ 納める額

基準法人所得割額（基準法人収入割額）(注) × 税率 = 税額

(注)基準法人所得割額（基準法人収入割額）とは、標準税率により計算した法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。
 （標準税率については、法人事業税（12 ページ）の税率の表を参照してください。）

● 税率

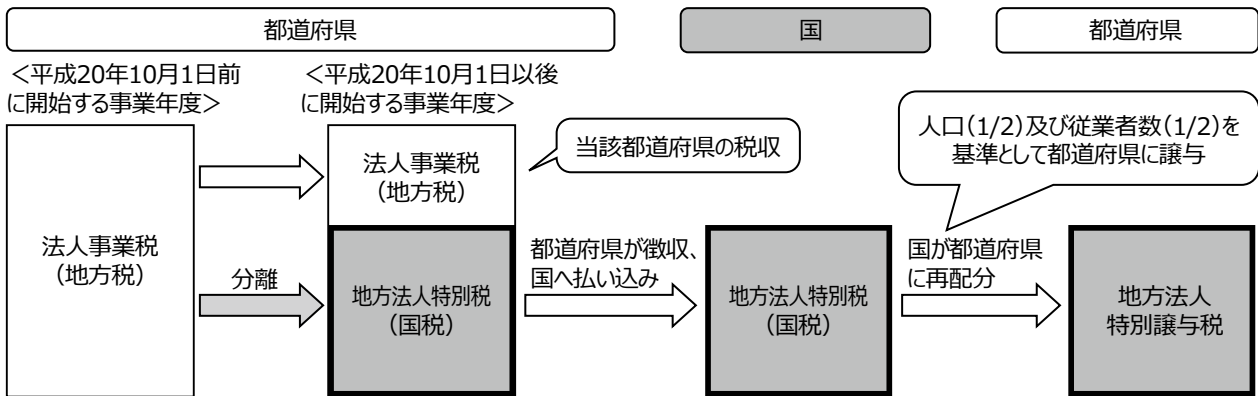
課税標準	法人の種類	税率 (%)	
		平成 28 年 4 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日までの間に開始する事業年度	平成 27 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日からの間に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	414.2	93.5
	外形標準課税適用法人以外の法人	43.2	43.2
基準法人収入割額	—	43.2	43.2

■ 納める方法

法人事業税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。

(参考) 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の概要

地方法人特別税は、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し、納付のあった月の翌々月の末日までに国に払い込みます。
 地方法人特別譲与税は、地方法人特別税の収入額を、2分の1を人口で、他の2分の1を従業者数で按分して、国が都道府県に譲与します。



大法人は eLTAX による電子申告が義務化されます！

令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から、大法人が行う法人府民税・事業税の申告は、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX:エルタックス）による提出が義務化されます。

対象となる大法人とは、次の内国法人をいいます。

- ▶ 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える法人
- ▶ 相互会社、投資法人、特定目的会社

特別法人事業税（国税）

■ 納める人

法人事業税を申告納付する法人が納めます。
 ※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度に適用されます。

■ 納める額

基準法人所得割額（基準法人収入割額）（注） × 税率 = 税額

（注）基準法人所得割額（基準法人収入割額）とは、標準税率により計算した法人事業税（所得割・収入割）の税額をいいます。
 （標準税率については、法人事業税（12 ページ）の税率の表を参照してください。）

● 税率

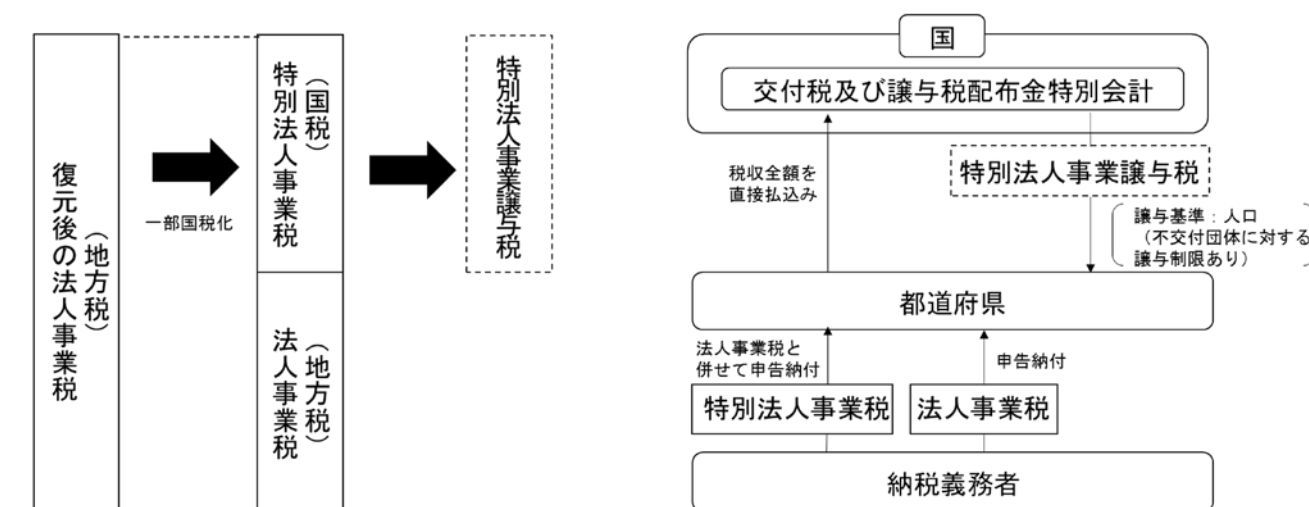
課税標準	法人の種類	税率（%）
		令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	260
	外形標準課税適用法人以外の法人 （特別法人を除く。）	37
	特別法人	34.5
基準法人収入割額	—	30

■ 納める方法

法人事業税と同じ期限までに府税事務所へ申告し、納めます。

（参考）特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の概要

特別法人事業税は、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収し、納付のあった月の翌々の末日までに国に払い込みます。
 特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額を、人口で按分して、国が都道府県に譲与します。



法人市町村民税（市町村税）

■ 納める人

法人府民税（11 ページ参照）と同じです。（ただし、「府内」は「市町村内」と読み替えてください。）

■ 納める額

● 均等割

法人の区分	従業員の合計数	標準税率（年額）
公共法人や資本金等の額のない法人など	—	5 万円
資本金等の額が1 千万円以下の法人	5 0 人以下	1 2 万円
	5 0 人超	1 3 万円
資本金等の額が1 千万円超1 億円以下の法人	5 0 人以下	1 5 万円
	5 0 人超	1 6 万円
資本金等の額が1 億円超1 0 億円以下の法人	5 0 人以下	4 0 万円
	5 0 人超	4 1 万円
資本金等の額が1 0 億円超の法人	5 0 人以下	1 7 5 万円
資本金等の額が1 0 億円超5 0 億円以下の法人	5 0 人超	3 0 0 万円
		3 0 0 万円

（注）平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人については、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額が区分の基準となります。

● 法人税割：法人税額 × 税率（標準税率 9.7%）※ = 法人税割額

- ※ 平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始する事業年度
- ※ 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度は標準税率 6 %となります。
- ※ 市町村により税率が異なりますので、関係する市町村にご確認ください。

■ 納める方法

法人府民税と同じ期限（11 ページ参照）までに市町村に申告し、納めます。

所得税（国税）

■ 納める人

日本国内に住んでいる個人で所得のあった人や住んでいなくても国内で生じた所得のあった人が納めます。

■ 納める額

$$\text{（所得金額 - 所得控除額）} \times \text{税率} - \text{控除額} - \text{税額控除額} = \text{税額}$$

└─ 課税所得金額 ─┘

【所得税の税率（速算表）】

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超	45%	4,796,000 円

※ 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成 25 年から令和 19 年までの各年分について、所得税の納税義務者は、復興特別所得税も併せて納めることとなります。

復興特別所得税の額 = 基準所得税額（注）× 2.1%

（注）基準所得税額とは外国税額控除を適用しない場合の所得税の額です。

■ 納める方法

- ・ 所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを申告し、納めます。（申告納税制度）
- ・ 給与や利子、配当等特定の所得の支払者が、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を計算し、支払額からその所得税及び復興特別所得税の額を差し引いて国に納めます。（源泉徴収制度）

法人税（国税）

■ 納める人

会社や協同組合等の法人が納めます。（収益事業を行っている公益法人等や人格のない社団等も含まれます。）

■ 納める額

$$\text{各事業年度の所得の金額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

区分		税率	
普通法人 一般社団法人等(注1) 人格のない社団等	資本金等 1 億円以下(注2)	所得金額が年800万円以下の部分	15%(注4)
		所得金額が年800万円超の部分	23.2%(注5)
	資本金等 1 億円超		23.2%(注5)
協同組合等	所得金額が年800万円以下の部分	15%(注4)	
	所得金額が年800万円超の部分	19%	
	特定の協同組合等の年10億円を超える部分	22%	
公益法人等(注3)	所得金額が年800万円以下の部分	15%(注4)	
	所得金額が年800万円超の部分	19%	

(注1) 一般社団法人等とは、一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限り。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限り。）並びに公益社団法人及び公益財団法人をいいます。

(注2) 各事業年度終了の時に於いて次の法人に該当するもの又は適用除外事業者に該当するものを除きます。

① 保険業法に規定する相互会社（同法第2条第10項に規定する外国相互会社を含み、②ロにおいて「相互会社等」といいます。）

② 大法人（次に掲げる法人をいい、以下③において同じです。）との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人

イ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

ロ 相互会社等

ハ 法人税法第4条の7に規定する受託法人（以下「受託法人」といいます。）

③ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときに当該普通法人

④ 投資法人

⑤ 特定目的会社

⑥ 受託法人

なお、適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計額で除し、これに12を乗じて計算した金額（一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます。

(注3) 公益法人等からは、一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限り。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限り。）並びに公益社団法人及び公益財団法人が除かれます。

(注4) 平成24年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。（令和3年4月1日以降に開始する事業年度の所得に対する法人税率は、19%となります。）

(注5) 平成30年4月1日以降に開始する事業年度に適用されます。（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度の所得に対する法人税率は、23.4%となります。）

■ 納める方法

原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告して納めます。

地方法人税（国税）

■ 納める人

法人税を納める義務がある法人が納めます。

■ 納める額

$$\text{各事業年度の基準法人税額(注1)} \times \text{税率(4.4%(注2))} = \text{税額}$$

(注1) 利子配当等に係る所得税額控除等は適用せずに計算し、また、附帯税の額は除きます。

(注2) 令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度については、10.3%の税率が適用されます。

■ 納める方法

原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告して納めます。

※ 平成26年10月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。

事業所税（市町村税）

■ 納める人

一定規模以上の既設事業所等で事業を行う法人や個人が納めます。

■ 納める額

事業を行う法人、個人	資産割	事業所用家屋の床面積 (㎡) ×600円
	従業者割	従業者に対する支払給与総額×0.25%

■ 納める方法

事業を行う法人	事業年度終了の日から2か月以内に申告して納めます。
事業を行う個人	翌年の3月15日までに申告して納めます。

※ 府内の課税団体は、大阪市、堺市、守口市、東大阪市、豊中市、吹田市、高槻市及び枚方市の8市です。

鉱区税（府税）

■ 納める人

府内の鉱区に対し、鉱業権（試掘権、採掘権）を有している人が納めます。

■ 納める額

区分		税率
① 砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円
② 砂鉱を目的とする鉱区		面積100アールごとに年200円
③ 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱区		上記区分①の税率の3分の2

■ 納める方法

なにわ北府税事務所から送付する納税通知書（納付書）により、5月に納めます。

M E M O



自動車と税

自動車税（府税）

■ 納める人

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。

自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。

自動車を譲渡（移転登録）した場合は、当該年度の自動車税は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。

なお、軽自動車等は、軽自動車税（市町村税）が課税されます。（21 ページ参照）

■ 納める額

自動車の種別、用途、総排気量等によって税率（年税額）が定められています。

なお、自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録（廃車）をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。

■ 税制改正により自動車税が変わります！

税制改正により、令和元年 10 月から「自動車税」に「環境性能割」が創設されるとともに、現行の「自動車税」は「自動車税種別割」に名称変更されます。

■ 自動車税種別割の税率について

令和元年 10 月以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車の税率が以下の表のとおり変更となります。

なお、令和元年 9 月以前に新車新規登録を受けている自動車は、改正前の税率が適用されます。

（所有者が変わった場合も含め税率の変更はありません。）

【自動車税種別割 税率表】

総排気量	改正前	改正後	差額
1 リットル以下	29,500 円	25,000 円	△4,500 円
1 リットル超 1.5 リットル以下	34,500 円	30,500 円	△4,000 円
1.5 リットル超 2 リットル以下	39,500 円	36,000 円	△3,500 円
2 リットル超 2.5 リットル以下	45,000 円	43,500 円	△1,500 円
2.5 リットル超 3 リットル以下	51,000 円	50,000 円	△1,000 円
3 リットル超 3.5 リットル以下	58,000 円	57,000 円	△1,000 円
3.5 リットル超 4 リットル以下	66,500 円	65,500 円	△1,000 円
4 リットル超 4.5 リットル以下	76,500 円	75,500 円	△1,000 円
4.5 リットル超 6 リットル以下	88,000 円	87,000 円	△1,000 円
6 リットル超	111,000 円	110,000 円	△1,000 円

● 月割計算による課税：年税額 ×（登録月の翌月から 3 月までの月数）／12

= 月割税額（100 円未満の端数金額は切り捨てる）

● 月割計算による還付：年税額から上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。

■ グリーン化税制

平成 14 年度から実施されている制度で、環境に配慮した度合いにより自動車税の負担が異なります。

● 環境負荷の小さい自動車

新車新規登録した下表の自動車について、新車新規登録した翌年度の自動車税が軽減され、軽減された年度の翌年度以降は通常の税率で課税されます。（軽減されるのは 1 年度分のみです。）

区分	平成 30 年度に自動車を新車新規登録した場合 (令和元年度の自動車税が軽減されます。)	
	令和 2 年度燃費基準 + 10% 達成 ※	令和 2 年度燃費基準 + 30% 達成 ※
燃費性能		
排ガス性能		
平成 17 年排出ガス規制値より 75% 以上性能が良い自動車	税率を概ね 50% 軽減	税率を概ね 75% 軽減 ※
平成 30 年排出ガス規制値より 50% 以上性能が良い自動車		

※ 電気自動車、一定の排出ガス基準を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を満たすクリーンディーゼル乗用車については、新車新規登録した翌年度の自動車税が概ね 75% 軽減されます。

● 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から 11 年を超えるディーゼル自動車及び 13 年を超えるガソリン自動車（LPG 自動車を含む。）の自動車税率は概ね 15%（一般乗合用以外のバス及びトラックは概ね 10%）高くなります。

なお、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン）、一般乗合用バス、被けん引自動車は除きます。令和元年度、自動車税の重課対象となる自動車は下表のとおりです。初度登録については車検証でご確認ください。

対象自動車	初度登録
ディーゼル自動車	平成20年3月31日以前
ガソリン・LPG自動車	平成18年3月31日以前

■ 納める方法

● 申告

自動車を新たに所有する場合や、譲渡・廃車をした場合は、自動車税事務所に自動車税申告書を提出しなければなりません。

● 納税

賦課期日（毎年 4 月 1 日）に自動車を所有している人は、4 月から翌年 3 月までの 1 年分の税金（年額）を府から送付される自動車税納税通知書で、5 月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続の際に自動車税の申告書を提出し、納めます。

● 納付書の交付について

自動車税の納付書を窓口で交付する際には、登録番号と車台番号の下 4 桁を確認させていただきます。

「インターネットで自動車税納税通知書等の送付先の変更ができます！」

引越し等で住所が変わったときは、インターネット（府税のホームページ「府税あらかると」）で自動車税納税通知書等の送付先の変更手続きができます。住所変更の届出入口には、自動車の「登録番号」や「車台番号（下 4 桁）」が必要となりますので、自動車検査証（車検証）で確認してください。なお、自動車検査証の住所は、運輸支局等で住所変更の登録手続をしないと変更できません。

大阪府 自動車税住所変更届

検索

「自動車税に関するお問合せはこちらまでお願いします！」

自動車税コールセンター  **0570-020156**

- 受付時間 平日 9:00～17:45 オペレーターによる対応
上記以外の時間、土・日曜日・祝日・年末年始は 24 時間自動音声案内で対応しています。
- このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは 20 秒ごとに約 10 円でご利用いただけます。なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTT コミュニケーションズからの請求となります。
- お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号（下 4 桁）」をご確認ください。
- 一部の IP 電話等でつながらない場合は、06-6776-7021 までお願いします。
- 納税通知書等の発送直後や 9 時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

自動車取得税（府税）

■ 納める人

自動車を取得した人が納めます。ただし、特殊自動車（ロードローラー、ブルドーザー等）と二輪車にはかかりません。なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

■ 納める額

自動車の取得価格（課税標準額） × 税率 = 税額

● 自動車の取得価額

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、カーナビ、エアコン等）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具等の付属物の価額は含まれません。ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合等は、通常の取引価額が取得価額となります。なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合、免税となります。

排出ガス性能が良く、一定の燃費基準を満たす自動車を取得する場合、軽減措置が適用されます。詳しくは、府税のホームページ「府税あらかると」等をご覧ください。

大阪府 自動車取得税

検索

● 自動車取得税の税率について

営業用自動車・軽自動車…………… 2%

自家用乗用車…………… 3%

● 自動車税環境性能割の税率について

税制改正により、「自動車取得税」は令和元年9月末をもって廃止され、「自動車税」に「環境性能割」が創設されます。

なお、自動車税環境性能割は、その自動車の環境への負荷等の程度に応じて税率が決定します。

また、需要平準化対策のため、令和元年10月1日～令和2年9月30日に取得した自家用乗用車にかかる自動車税の環境性能割の税率を1%軽減します。（下表の太字で記載している税率が適用されます。）

区分	税率		
	自家用		営業用
	登録車	軽自動車	
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30 規制適合（注2）又はH21 規制から NOx10%低減達成）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車（H30 規制適合又はH21 規制適合）	非課税	非課税	非課税
ガソリン自動車	令和2年度燃費基準達成+20%達成	非課税	非課税
	令和2年度燃費基準達成+10%達成		
LPG自動車	令和2年度燃費基準達成	1%（2%）	0.5%
	平成27年度燃費基準達成+10%達成	2%（3%）	1%
上記以外	2%（3%）	1%（2%）	2%

※（）内は、需要平準化対策の適用期間終了後（令和2年10月1日以降）の税率を記載しています。

■ 納める方法

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。

※地方税法の改正にともない、自動車取得税は令和元年9月30日に廃止されます。

《自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）》

自動車を保有するためには税・手数料の納付や、その他多くの手続が必要となります。その自動車を保有するために必要な手続と税・手数料の納付をオンライン申請で、一括して行うことを可能にしたのが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス」です。当サービスをご利用になれば、申請のために窓口へ出向く必要がなくなります。

- 自動車保有関連手続のワンストップサービスヘルプデスク
050-5540-2000 8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始は除く。）
- OSS ポータルサイト <http://www.oss.mlit.go.jp/portal/>

軽自動車税（市町村税）

■ 納める人

毎年4月1日に原動機付自転車、軽自動車等を所有している人が納めます。

■ 納める額

軽自動車等の種類、用途、総排気量等によって税額が定められています。

● 軽自動車税税額表

<二輪のもの>

種別		標準税率（年額）平成28年度から
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	2,000円
	総排気量 50cc を超え 90cc以下	2,000円
	総排気量 90cc を超え 125cc以下	2,400円
	ミカー（3輪以上で一定のもの）	3,700円
軽自動車	二輪（総排気量125ccを超え250cc以下）※側車付を含む。	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量 250cc を超えるもの	6,000円

<三輪以上のもの（軽四輪等）>

種別			標準税率（年額）		重課税率（注3）	
			平成26年度まで（注1）	平成27年度から（注2）		
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

（注1）平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けたものについては旧税率を適用

（注2）平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けたものから新税率を適用

（注3）最初の新規検査から13年を経過したものは重課税率を適用

ただし、排出ガス性能が良く、一定の燃費基準を満たす軽自動車については、以下のとおり軽課措置が適用されます。

- ① 適用期間：平成29年4月1日から令和3年3月31日までに新規取得した軽四輪等（三輪以上の軽自動車）
- ② 軽課年度：平成30年度～令和3年度（取得の翌年度分のみ）
- ③ 対象及び軽課割合：下表のとおり
 - 対象及び軽課割合

軽乗用車		軽貨物車	
対象者	内容	対象者	内容
電気軽自動車等	税率を概ね75%軽減	電気軽自動車等	税率を概ね75%軽減
H32年度燃費基準 +30%達成車	税率を概ね50%軽減	H27年度燃費基準 +35%達成車	税率を概ね50%軽減
H32年度燃費基準 +10%達成車	税率を概ね25%軽減	H27年度燃費基準 +15%達成車	税率を概ね25%軽減

※「電気軽自動車等」：電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減又は平成30年規制適合）

※ 電気軽自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

■ 納める方法

市町村から送付される納税通知書（納付書）により、各市町村の条例で定める納期（標準では4月）までに納めます。

■ 税制改正により軽自動車税が変わります！

税制改正により、令和元年10月から「軽自動車税」に「環境性能割」が創設されるとともに、現行の「軽自動車税」は「軽自動車税種別割」に名称変更されます。

■ 軽自動車税環境性能割の税率について

自動車税環境性能割の税率について（20ページ参照）と同じです。

自動車重量税（国税）

■ 納める人

自動車検査証の交付等を受ける人及び車両番号の指定を受ける人が納めます。

■ 納める額

自動車の区分、車検有効期間、車両重量等によって税率が定められており、主なものは次のとおりです。

● 自動車重量税の税率表

車種	車検期間	区分	本則税率	当分の間の税率							
				13年未満		13年超		18年超			
				自家用	営業用	自家用		営業用	自家用	営業用	
				平成26年4月1日～平成28年3月31日	平成28年4月1日～						
乗用自動車	3年	車両重量0.5tごと	7,500円	12,300円	—	—	—	—	—	—	
	2年	車両重量0.5tごと	5,000円	8,200円	—	10,800円	11,400円	—	12,600円	—	
	1年	車両重量0.5tごと	2,500円	4,100円	2,600円	5,400円	5,700円	2,700円	6,300円	2,800円	
バス		1年	車両重量1tごと	2,500円	4,100円	2,600円	5,400円	5,700円	2,700円	6,300円	2,800円
トラック	車両総重量2.5t超	2年	車両重量1tごと	5,000円	8,200円	5,200円	—	—	—	—	—
		1年	車両重量1tごと	2,500円	4,100円	2,600円	5,400円	5,700円	2,700円	6,300円	2,800円
	車両総重量2.5t以下	2年	車両重量1tごと	5,000円	6,600円	5,200円	—	—	—	—	—
		1年	車両重量1tごと	2,500円	3,300円	2,600円	3,900円	4,100円	2,700円	4,400円	2,800円
特種車		2年	車両重量1tごと	5,000円	8,200円	5,200円	10,800円	11,400円	5,400円	12,600円	5,600円
		1年	車両重量1tごと	2,500円	4,100円	2,600円	5,400円	5,700円	2,700円	6,300円	2,800円
小型二輪車		3年	1車両につき	4,500円	5,700円	4,500円	—	—	—	—	—
		2年	1車両につき	3,000円	3,800円	3,000円	4,400円	4,600円	3,200円	5,000円	3,400円
		1年	1車両につき	1,500円	1,900円	1,500円	2,200円	2,300円	1,600円	2,500円	1,700円
検査対象軽自動車		3年	1車両につき	7,500円	9,900円	—	—	—	—	—	—
		2年	1車両につき	5,000円	6,600円	5,200円	7,800円	8,200円	5,400円	8,800円	5,600円
		1年	1車両につき	2,500円	3,300円	2,600円	3,900円	4,100円	2,700円	4,400円	2,800円
検査対象外軽自動車	二輪車	—	—	4,000円	4,900円	4,100円	—	—	—	—	—
	その他	—	—	7,500円	9,900円	7,800円	—	—	—	—	—

※ 一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車については、新規・継続車検等の際に納付すべき自動車重量税が軽減されます。

■ 納める方法

自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時まで、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書に貼り付けて納めます。

「自動車の登録についてのお問合せは運輸支局又は検査登録事務所まで」

- ・ 近畿運輸局大阪運輸支局 050-5540-2058
- ・ 同支局なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059
- ・ 同支局和泉自動車検査登録事務所 050-5540-2060

オペレーター対応は開庁日の8:30から17:15まで。自動音声案内は24時間ご利用になれます。

※近畿運輸局のホームページもご利用ください。

近畿運輸局

検索

軽油引取税（府税）

■ 納める人

以下の人が納めます。

- 1 特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う人
- 2 軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した人
- 3 製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の人
- 4 自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した人
- 5 軽油の輸入をした特約業者及び元売業者以外の人 等

■ 納める額

1キロリットル当たり……………（特例税率）32,100円（本則税率）15,000円

原則として「特例税率」が適用されますが、揮発油の平均小売価格（注）が3か月連続して、1リットル当たり160円を超えることとなった場合には、財務大臣の告示を受け、「本則税率」が適用されます。

そして、その後、揮発油の平均小売価格が3か月連続して、1リットル当たり130円を下回るようになった場合には、財務大臣の告示を受け、「特例税率」の適用が再開されます。

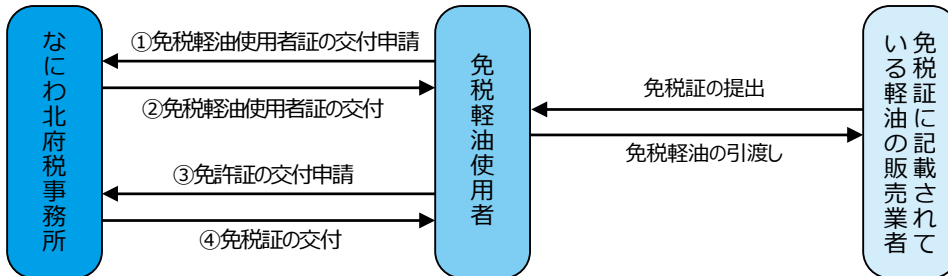
なお、当該規定は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用が停止されています。

（注）「揮発油の平均小売価格」とは、小売物価統計調査規則（昭和57年総理府令第6号）第1条に規定する小売物価統計調査の各月の結果として公表された都市別の自動車ガソリンの小売価格（消費税込）を合計し、それを当該都市の数で除して得た額をいいます。なお、「小売物価統計調査」の結果は、総務省のホームページで閲覧できます。

また、次の用途に軽油を使用する場合で、免税証の交付を受けた場合に免税となります。

- (1) 石油化学製品を製造する事業者がエチレン等の石油化学製品を製造するための原材料
- (2) 船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
- (3) 農業・林業用機械の動力源
- (4) 電気供給業・鉱物の掘採事業・とび土工事業等のための用途 等

（注）上記(2)～(4)の免税措置については令和3年3月31日までとなっています。



■ 納める方法

上記1の人に課される税金は、特別徴収義務者（特約業者や元売業者）が軽油の代金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめてなになわ北府税事務所に申告し、納めます。

上記2～4の人に課される税金は、その人が毎月末日までに前月分をとりまとめてなになわ北府税事務所に申告し、納めます。

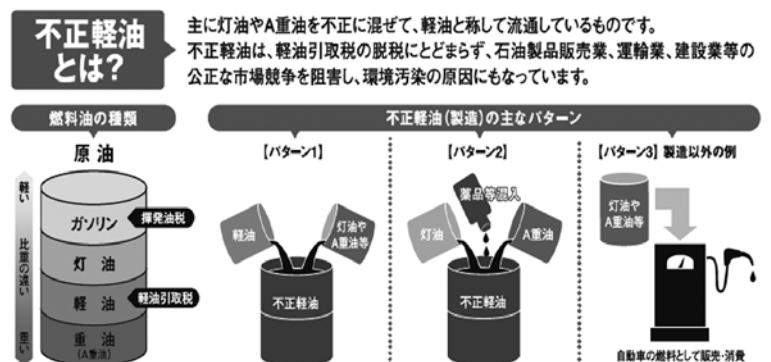
上記5の人に課される税金は、その人が軽油の輸入の時までに当該輸入分をなになわ北府税事務所に申告し、納めます。

不正軽油 110番

- ・不審な施設(場所)にタンクローリーが頻繁に出入りしている
- ・業者が著しく安い価格の軽油を売り込みにきた
- ・自動車の燃料として灯油や重油を使用している

などの情報がありましたら下記の連絡先までお願いします。

財務部税務局徴収対策課 06-6210-9129（直通）
 なになわ北府税事務所軽油引取税課 06-6362-8611（代表）
 メールアドレス zeimu-g23@sbox.pref.osaka.lg.jp



揮発油税・地方揮発油税（国税）

■ 納める人

製造場から揮発油を移出した揮発油の製造者又は保税地域から揮発油を引き取る人が納めます。

■ 納める額

〔特例税率〕

- 揮発油税 : 1 キロリットル当たり 48,600 円
- 地方揮発油税 : 1 キロリットル当たり 5,200 円

〔本則税率〕

- 揮発油税 : 1 キロリットル当たり 24,300 円
- 地方揮発油税 : 1 キロリットル当たり 4,400 円

揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止等に伴う課税の取扱いについては軽油引取税を参照してください。

石油ガス税（国税）

■ 納める人

自動車用の石油ガス容器へ石油ガスを充てんする人（自動車用の石油ガス容器に充てんされた石油ガスを保税地域から引き取る人）が納めます。

■ 納める額

石油ガス1キログラム当たり17円50銭

M E M O



不動産と税

不動産取得税（府税）

■ 納める人

不動産（土地や家屋）を売買、交換、贈与、新築等によって取得した場合に、その取得者が納めます。

不動産の取得とは、不動産の所有権を取得した場合をいうもので、登記の有無、有償・無償、取得の理由は問いません。例えば、土地や家屋の所有権移転登記を省略した場合や建築した家屋を登記しない場合にも、課税対象となります。

■ 納める額

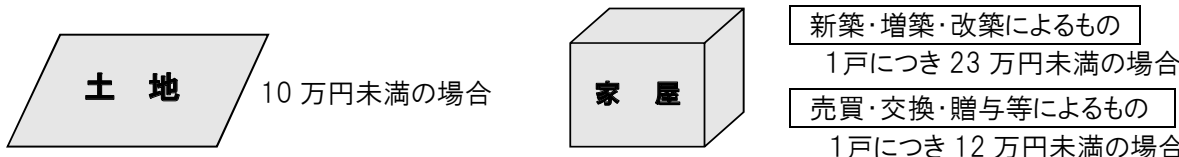
不動産の価格（課税標準額） × 税率 = 税額

課税標準額となる価格は、購入価格や建築工事費等の価格ではなく、原則として、不動産を取得したときの市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格です。（固定資産税の課税標準額ではありません。）

ただし、宅地や宅地比準土地（注）の取得が令和3年3月31日までの間に行われた場合については、固定資産課税台帳に登録されている価格の2分の1が課税標準額になります。

（注）宅地比準土地とは、宅地以外の土地で、取得した時の課税標準となる価格の決定が、当該土地とその状況が類似する宅地の課税標準とされる価格に比準して行われる土地をいいます。

なお、課税標準となるべき額が次の場合は、課税されません（免税点）。



● 税率：4%（標準税率）

ただし、特例措置により取得した日に応じて、下表の税率が適用されます。

取得した日	種類	家屋	
		住宅	住宅以外
平成20年4月1日～令和3年3月31日	土地	3%	4%

● 軽減措置

一定の要件に該当する住宅及びその土地を取得した場合、公共事業のために不動産を譲渡しその代替不動産を取得した場合、災害により滅失した不動産の代替不動産を取得した場合等、一定の場合には不動産取得税の軽減措置を受けることができます。

■ 納める方法

● 申告

取得した日から20日以内に最寄りの府税事務所へ「不動産取得申告書」を提出します。

申告書は府税事務所に備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

府税 手続き

検索

● 納税

府から送付される納税通知書（納付書）により、指定された期日（納期限）までに納めます。

不動産取得税のよくあるお問合せ

Q：親が死亡したため、子どもの私が親が所有していた不動産を相続しましたが、このような場合、私に不動産取得税は課税されるのでしょうか。

A：相続（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む。）による不動産の取得については、非課税です。

Q：配偶者から不動産の贈与を受けましたが、配偶者控除に該当するため、贈与税（国税）は課税されませんでした。不動産取得税も同じように課税されないのですか？

A：婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与で、一定の要件に該当するときは、贈与税が課税されない場合がありますが、不動産取得税には同様の制度がありませんので、課税されます。

固定資産税（市町村税）

■ 納める人

賦課期日（毎年1月1日）現在に固定資産（土地、家屋及び償却資産）を所有している人が納めます。

■ 納める額

固定資産の価格 × 税率（標準税率 1.4%） = 税額

土地については、負担の調整措置が適用されている場合がありますので、関係する市町村にご確認ください。

■ 納める方法

市町村から送付される納税通知書（納付書）により、各市町村の条例で定める納期（標準では、4月、7月、12月及び2月）までに納めます。

都市計画税（市町村税）

■ 納める人

固定資産税の課税対象のうち、都市計画法で定める市街化区域内に所在する土地、家屋及び市街化調整区域のうち市町村の条例で定める区域内に所在する土地、家屋を所有している人が納めます。

■ 納める額

土地、家屋の価格 × 税率（制限税率 0.3%） = 税額

■ 納める方法

市町村から送付される納税通知書（納付書）により固定資産税とあわせて納めます。

府が課する固定資産税（府税）

■ 納める人

賦課期日（毎年1月1日）現在、大規模の償却資産（注1）でその価格が市町村の課税限度額（注2）を超える償却資産を所有している法人等が納めます。

（注1）一の市町村に所在する一の納税義務者が所有する償却資産で、固定資産税の課税標準となるべき額の合計額が課税定額（市町村の人口の区分により定められている一定の金額）を超えるものをいいます。

（注2）市町村が課税することができる限度額をいいます。この額は課税定額を原則としますが、市町村の財政事情によりこの課税定額を増額する特例があり、この場合、限度額は増額後の額になります。

■ 納める額

市町村の課税限度額を超える部分の金額（課税標準額） × 税率（標準税率 1.4%） = 税額

※ 市町村の課税限度額までの金額は、市町村が課税することとなります。

■ 納める方法

● 申告

毎年1月31日までに、府税事務所へ申告します。

● 納税

府から送付される納税通知書（納付書）により4月、7月、12月及び2月の年4回に分けて納めます。

※ 特別の事情により別に納期を定める場合があります。

登録免許税（国税）

■ 納める人

登記や登録等を受ける人が納めます。

■ 納める額

取得した不動産の価額（固定資産税評価額）に、下表の税率を乗じて計算した額です。

登記の種類・原因		税率		
		土地	建物	住宅用家屋の特例（注2）
所有権の移転	売買	1.5%（注1）	2.0%	0.3%
	贈与	2.0%		
	相続	0.4%		
所有権の保存登記		0.4%		0.15%

（注1）平成31年3月31日までの間適用される税率です。

（注2）一定の要件を満たす家屋を登記する場合、税率が軽減されます。適用期限は令和2年3月31日とされています。詳しくは法務局までお問い合わせください。

■ 納める方法

現金で納付し、その領収証書を登記等の申請書に貼りつけて法務局に提出します。

なお、税額が3万円以下の場合には、印紙納付をすることができます。

～不動産取引に携わっておられる皆様へ～

不動産取得税の納税に関する納税管理人制度の周知について（ご協力のお願い）

国外に住所等を有する方が大阪府内の不動産を取得された際には、不動産を取得された方（又はその代理人の方等）に、

- **大阪府から不動産取得税が課税されること**
- **納税の手段として、納税管理人制度があること** をお伝えください！

納税管理人制度とは

- ・ 不動産取得税の納税義務者が大阪府内に住所等を有しない場合は、納税管理人を指定し、その方に不動産取得税の納税に関する事項を処理していただく制度です。（大阪府税条例第42条の10）
- ・ 納税管理人の指定には、「納税管理人申告・承認申請書」を物件地を所管する府税事務所に出す必要があります。

ご協力をお願いします

近年、国外に住所等を有する方が大阪府内の不動産を取得されるケースが増加していますが、「納税管理人」の指定に係る申告等のご案内のための連絡を取ることが困難な場合が多く、対応に苦慮しています。

- 不動産を取得された方（又はその代理人の方等）に、**物件地を所管する府税事務所（注）までご連絡いただくよう助言**をお願いいたします。
- 不動産を取得された方（又はその代理人の方等）に、**「不動産取得申告書」及び「納税管理人申告・承認申請書」をご提出いただくよう助言**をお願いいたします。（この2種類の申告書等をお渡しいただくと幸いです。）

（注） 物件地を所管する府税事務所については、「お問合せ先」（40ページ）をご参照ください。

くらしと税

消費税（国税）

■ 納める人

国内取引	資産の譲渡・貸付け及び役務の提供等を事業として行う個人事業者及び法人
輸入取引	外国貨物を保税地域から引き取る個人及び法人

■ 納める額

（課税期間の課税売上げ額（税抜き）× 税率（6.3%））

－（課税期間の課税仕入れ額（税抜き）× 税率（6.3%））＝ 税額

※ 消費税と地方消費税をあわせて8%となります。

なお、消費税収入は社会保障施策の財源として用途が明確化されており、令和元年10月1日以後は、税率が10%（うち国税7.8%）に引き上げられ（ただし、経過措置が適用されるものを除きます。）、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目は、外食・酒類を除く飲食料品及び週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）です。

○ 消費税の標準税率及び軽減税率

区分	適用開始日	令和元年10月1日	
		標準税率	軽減税率
消費税率		7.8%	6.24%
地方消費税率		2.2%	1.76%
合計		10.0%	8.0%

※ 地方消費税の税率は、消費税額の78分の22

■ 納める方法

国内取引	個人事業者は、翌年の3月末日までに申告して納めます。
	法人は、課税期間の末日の翌日から2か月以内に申告して納めます。
輸入取引	原則として、外国貨物を保税地域から引き取る時までに申告して納めます。

「軽減税率制度に関するお問合せ先」

軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。

消費税軽減税率電話相談センター 0570-030-456 受付時間：9時～17時（土日祝除く。）

軽減税率制度についての詳しい情報については、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

地方消費税（府税）

■ 納める人

消費税と同様、国内で行われる資産の譲渡や役務の提供等の国内取引と、外国貨物の引取りのいずれにも課税されますが、国内取引に課されるものを「譲渡割」、外国貨物の引取りに課されるものを「貨物割」といい、次の人が納めます。

区分	納める人
譲渡割	課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人
貨物割	課税貨物を保税地域から引き取る個人及び法人

地方消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供等にかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担します。

■ 納める額

消費税額（課税標準額） × 税率 = 税額

● 税率

適用期間	平成26年4月1日から	令和元年10月1日から	
		標準税率	軽減税率
地方消費税率	1.7%（消費税額の63分の17）	2.2%	1.76%
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
合計	8%	10%	8%

令和元年10月1日以降、地方消費税の税率は消費税額の78分の22です。

■ 納める方法

「譲渡割」については住所地又は本店所在地を所轄する税務署に、「貨物割」については所轄の税関に、消費税と合わせて申告し、納めます。この納付された地方消費税については、国から税務署や保税地域の所在する都道府県に払い込まれます。

※地方消費税率の引上げについて

少子高齢化が急速に進展する中で国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国とともに社会保障を担う地方の財源を確保するため、平成26年4月から、消費税率の引上げに伴って地方消費税率が段階的に引き上げられることとなりました。

引上げ分に係る地方消費税収入については、社会保障4経費（注）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいいます。）に要する経費に充てることとされています。

（注）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

<地方消費税増収分と社会保障関係経費>

地方消費税率引上げによる増収額（784億円）は、全額を社会保障関係経費（5,287億円）の財源として活用。

	平成30年度当初	令和元年度当初	増減
【歳入】 地方消費税の税率引上げによる増収額（市町村への交付金を除く。）	675	784	109
【歳出】 社会保障関係経費（一般財源ベース）	5,060	5,287	227

≪豆知識 市町村への交付／地方消費税≫

払い込まれた地方消費税は、消費に関する指標に基づき、都道府県間で清算されます。

そして、清算後の金額の2分の1相当額が、府内の各市町村へ交付されます。

各市町村へは、この交付すべき金額の2分の1を市町村ごとの「人口（国勢調査）」で、他の2分の1を「従業者数（事業所・企業統計）」で按分して交付することとされています。ただし、引上げ分に係る地方消費税については、社会保障財源化されることを踏まえ、全額人口により按分して交付することとされました。

【令和元年度交付額（当初予算額） 1,585億円】

たばこ税（府税、国税、市町村税）

■ 納める人

卸売販売業者等（日本たばこ産業(株)、たばこの輸入業者及び卸売販売業者）が府内の小売販売業者等に製造たばこを売り渡した場合等に納めます。

■ 納める額

売り渡し等をした製造たばこ本数（課税標準） × 税率 = 税額

● 税率

【製造たばこ（紙巻たばこ三級品を除く。）にかかる税率】

区分	税目	税率（1,000本当たり）		
		現行	R2.10.1～	R3.10.1～
府税	府たばこ税	930円	1,000円	1,070円
国税	たばこ税	5,802円	6,302円	6,802円
	たばこ特別税	820円	820円	820円
市町村税	市町村たばこ税	5,692円	6,122円	6,552円

【紙巻たばこ三級品にかかる税率】

区分	税目	税率（1,000本当たり）			
		現行	R1.10.1～	R2.10.1～	R3.10.1～
府税	府たばこ税	656円	930円	1,000円	1,070円
国税	たばこ税	4,032円	5,802円	6,302円	6,802円
	たばこ特別税	624円	820円	820円	820円
市町村税	市町村たばこ税	4,000円	5,692円	6,122円	6,552円

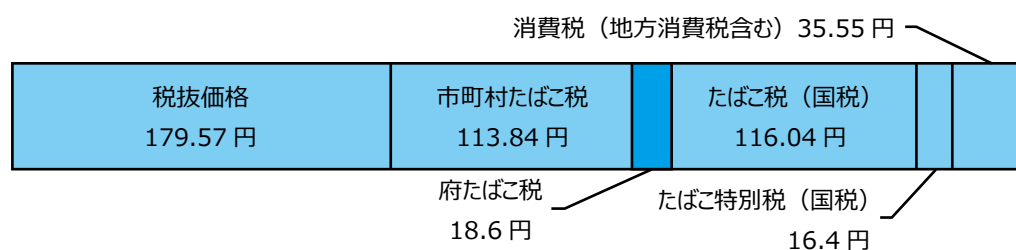
※ 税制改正により、激変緩和等の観点や予見可能性への配慮から経過措置が講じられ、上表のとおり段階的に税率が引き上げられます。

※ 「紙巻たばこ三級品」とは、次の6銘柄の紙巻たばこをいいます。（わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット）

■ 納める方法

卸売販売業者等が毎月末日までに前月分をとりまとめて申告し、納めます。

※たばこ1箱に含まれる税金（1箱20本入480円のたばこの場合）



ゴルフ場利用税（府税）

■ 納める人

ゴルフ場を利用した人が納めます。ただし、次の人が利用する場合は非課税となります。

- 1 年齢 18 歳未満の人
- 2 年齢 70 歳以上の人
- 3 身体障がい者手帳等の交付を受けている人
- 4 国民体育大会に参加する選手が国民体育大会の競技としてゴルフを行う場合
- 5 学校教育法第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が学校の教育活動としてゴルフを行う場合

※ ただし、非課税の適用を受けるには、当該利用者が 1 から 5 のいずれかに該当することを証明する必要があります。

※ 学校教育法第 1 条に規定する学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短大を含む。）及び高等専門学校のことです。

■ 納める額

● 税率

利用料金、ホール数等を基準とした等級により税率が定められています。

等級	税率
1 級	1 人 1 日につき 1,200 円
2 級	1 人 1 日につき 1,150 円
3 級	1 人 1 日につき 1,000 円
4 級	1 人 1 日につき 800 円
5 級	1 人 1 日につき 650 円
6 級	1 人 1 日につき 450 円
7 級	1 人 1 日につき 350 円

■ 納める方法

ゴルフ場の経営者（特別徴収義務者）が、利用料金と合わせて徴収し、毎月 15 日までに前月分をとりまとめてなにわ北府税事務所に申告し、納めます。

狩猟税（府税）

■ 納める人

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受ける人が納めます。

※ 狩猟税は目的税でその収入は、鳥獣の保護及び狩猟に関する施策に要する費用に充てられます。

■ 納める額

免許の種類	種別	税率
第 1 種銃猟（注 1）	① 府民税の所得割額の納付を要する人	16,500円
	② ①の人の同一生活伴侶者又は扶養親族	
	③ 府民税の所得割額の納付を要しない人	11,000円
	④ ③の人の同一生活伴侶者又は扶養親族	
	⑤ ②の人のうち、農林水産業に従事している人	
網猟 又は わな猟	⑥ 府民税の所得割額の納付を要する人	8,200円
	⑦ ⑥の人の同一生活伴侶者又は扶養親族	5,500円
	⑧ 府民税の所得割額の納付を要しない人	
	⑨ ⑧の人の同一生活伴侶者又は扶養親族	
第 2 種銃猟（注 2）	⑩ ⑦の人のうち、農林水産業に従事している人	5,500円

（注 1） 第一種銃猟…装薬銃

（注 2） 第二種銃猟…空気銃

※ 第一種銃猟免許登録を受けた方が空気銃を使用する場合は、非課税となります。

※ 次の方が狩猟者の登録を受ける場合は、令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り、狩猟税が軽減されます。

- ・ 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者の方……課税を免除
- ・ 狩猟者登録申請書を提出する日前 1 年以内に許可捕獲等を行った方……上記税率に 2 分の 1 を乗じた税率

■ 納める方法

狩猟者の登録を受ける時に、登録申請書の提出と同時に納めます。

利子等に係る府民税 府民税利子割（府税）

■ 納める人

利子等の支払を受ける人（個人）が府内にある金融機関等の営業所等を通じて納めます。

（注）平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき利子等については、法人は対象外となりました。

■ 納める額

支払を受けるべき利子等の額（課税標準額）× 税率 = 税額

● 支払を受けるべき利子等

①銀行や信用金庫等の預貯金等の利子

②特定公社債（注 1）以外の公社債の利子

③金融類似商品（定期積金、抵当証券、一時払養老（損害）保険等）の利息、差益等

※平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、府民税利子割の課税対象から除外され、府民税配当割の課税対象となりました。

（注 1）「特定公社債等」とは、「特定公社債」（国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成 27 年 12 月 31 日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）等の一定の公社債）、「公募公社債投資信託の受益権」、「証券投資信託以外の公募投資信託の受益権」及び「特定目的信託（その社債的受益権の募集が公募により行われたものに限る。）の社債的受益権」をいいます。

次の利子等は非課税となります。

障がい者、遺族年金等を受ける身障等の非課税制度に係る利子等（少額預金非課税制度、少額公債非課税制度の元本それぞれ350万円以下）
勤労者財形形成貯蓄の非課税制度に係る利子等（財形形成住宅貯蓄、財形形成年金貯蓄の元本合計550万円以下）
非居住者
その他所得税において非課税とされる利子等

● 税率：5% ※ 別に所得税及び復興特別所得税が 15.315%の税率でかかります。

■ 納める方法

利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等（特別徴収義務者）が、利子等の支払の際に、その額から利子等に係る府民税（府民税利子割）を徴収し、その翌月 10 日までに府へ納めます。

特定配当等に係る府民税 府民税配当割（府税）

■ 納める人

特定配当等の支払を受ける人（個人）が、特定配当等の支払を行う上場法人等を通じて納めます。

■ 納める額

支払を受けるべき特定配当等の額（課税標準額）× 税率 = 税額

● 支払を受けるべき特定配当等

①上場株式等の配当等

②投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配

③特定投資法人の投資口の配当等

④特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの

⑤特定公社債の利子

⑥特定口座外の割引債の償還金

※平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、府民税利子割の課税対象から除外され、府民税配当割の課税対象となりました。また、割引債の償還金（特定口座において支払われるものを除く。）については、その割引債の償還の際、その償還金に係る差益金額に対して府民税配当割が課税されることとなりました。

● 税率：5% ※ 別に所得税及び復興特別所得税が 15.315%の税率でかかります。

■ 納める方法

特定配当等の支払をする上場法人等（特別徴収義務者）が、特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税（府民税配当割）を徴収し、その翌月 10 日までに府へ納めます。

ただし、源泉徴収選択口座内配当等については、源泉徴収選択口座が開設されている証券業者等（特別徴収義務者）が特定配当等の支払の際に、その額から特定配当等に係る府民税（府民税配当割）を徴収し、1 年分をまとめてその翌年の 1 月 10 日までに府へ納めます。

特定株式等譲渡所得金額に係る府民税 府民税株式等譲渡所得割 (府税)

■ 納める人

特定株式等譲渡所得金額の支払を受ける人（個人）が、特定株式等譲渡所得金額の支払を行う証券業者等の本社を通じて納めます。

■ 納める額

支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額（課税標準額）× 税率 = 税額

● 支払を受けるべき特定株式等譲渡所得金額

- ① 源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡の対価
- ② 源泉徴収選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益

● 税率：5% ※ 別に所得税及び復興特別所得税が15.315%の税率でかかります。

■ 納める方法

特定株式等譲渡所得金額の支払をする証券業者等（特別徴収義務者）が、特定株式等譲渡所得金額の支払の際に、その額から特定株式等譲渡所得金額に係る府民税（府民税株式等譲渡所得割）を徴収し、1年分をまとめてその翌年の1月10日までに府へ納めます。

宿泊税（府税）

大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、大阪府では平成29年1月から法定外目的税として宿泊税を導入しています。

■ 納める人

府内のホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設に宿泊する人が納めます。

■ 納める額

宿泊数 × 税率 = 税額

宿泊料金（注1）（1人1泊）	税率
7,000円以上（注2）15,000円未満	100円
15,000円以上20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

（注1）食事料金等を含まない、いわゆる素泊まりの料金と素泊まり料金にかかるサービス料をいいます。

（注2）令和元年6月1日から、宿泊税の免税点が1万円未満から7千円未満に引き下げられました。

※ 宿泊料金が1人1泊7,000円未満の宿泊には課税されません。

■ 納める方法

特別徴収義務者（ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊及び住宅宿泊事業に係る施設の経営者）が、宿泊者から宿泊料金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめてなわ北府税事務所に申告し、納めます。

入湯税（市町村税）

■ 納める人

鉱泉浴場における入湯客が納めます。

■ 納める額

1人1日につき150円（※）を標準とします。

※ 市町村により税率が異なりますので、関係する市町村にご確認ください。

■ 納める方法

特別徴収義務者（鉱泉浴場の経営者等）が、利用料金と合わせて徴収し、市町村が条例で定める日までに市町村へ申告し、納めます。

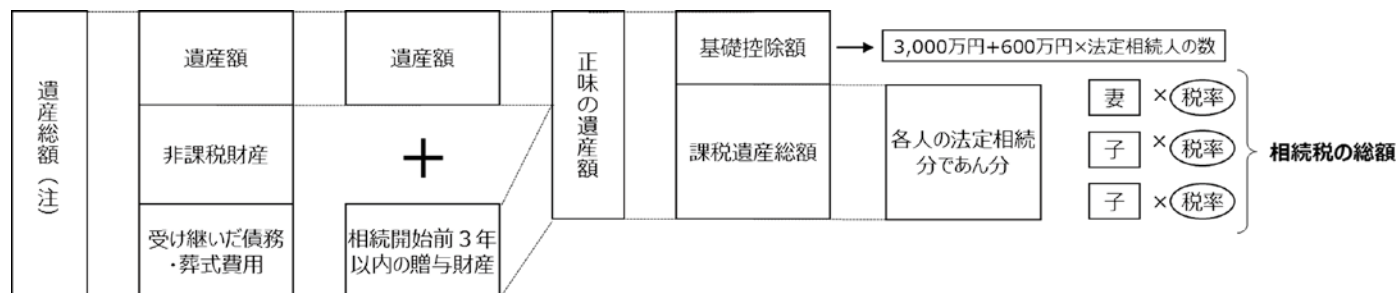
相続税（国税）

■ 納める人

相続や遺贈（死因贈与を含みます。）によって財産を取得した人及び贈与により相続時精算課税の適用を受けた人が納めます。

■ 納める額

課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して、各法定相続人ごとに税額を計算してこれを合計し、相続税の総額を計算します。この相続税の総額を各相続人や受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分し、各人の税額控除を差し引いた残額が、各人の相続税額となります。



(注) 相続時精算課税の適用を受ける贈与財産がある場合は、遺産総額に加算します。

$$(\text{相続税の総額} \times (\text{各人の課税価格} / \text{課税価格の合計額})) - \text{各人の税額控除} = \text{税額}$$

※ 平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈から、基礎控除額が改正されました。

■ 納める方法

相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内に税務署に申告して納めます。

贈与税（国税）

■ 納める人

個人から財産をもらった人が納めます。

■ 納める額

【暦年課税の計算】

1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）に贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）から基礎控除額 110 万円を差し引いた残額（基礎控除後の課税価格）について、下記の贈与税の速算表を基に贈与税額を計算します。

【贈与税の速算表】

一般税率			特例税率		
基礎控除後の課税価格	税率	控除額	基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円	600万円以下	20%	30万円
600万円以下	30%	65万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円以下	45%	175万円	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円以下	50%	250万円	4,500万円以下	50%	415万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円超	55%	640万円

※ 平成 27 年 1 月 1 日以後に行われる父母等の直系尊属から、子や孫（財産をもらった年の 1 月 1 日において 20 歳以上）に対する贈与については、特例税率が適用されます。

■ 納める方法

贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までに申告して納めます。

■ その他

贈与税の課税方法には、暦年課税と相続時精算課税の 2 つがあり、一定の要件を満たす場合には、相続時精算課税を選択することができます。

税の制度

府税を納めるには

府税は、各府税事務所のほか、以下の場所や方法で納めることができます。

■ 金融機関

納付できる店舗等	区分	名称
国内に所在する全店舗	銀行	りそな、三菱UFJ、三井住友、あおぞら、みずほ、新生、七十七、群馬、千葉、北陸、北國、福井、静岡、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、関西みらい、池田泉州、南都、紀陽、但馬、鳥取、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、大分、鹿児島、西日本シティ、東京スター、富山第一、福邦、愛知、名古屋、中京、第三、大正、みなと、徳島、香川、愛媛、高知、三菱UFJ信託、みずほ信託、三井住友信託
	商工組合中央金庫	商工組合中央金庫
	労働金庫	近畿
府内に所在する店舗等	信用金庫	信金中央金庫、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都
	信用組合	全国信用協同組合連合会、大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、のぞみ、大阪府医師、近畿産業、ミレ
	農業協同組合	大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市
	ゆうちょ銀行	大阪府内の各郵便局
インターネット専門銀行		ジャパンネット（※）

※ジャパンネット銀行は、Pay-easy（ペイジー）のみ対応しています。

■ コンビニエンスストア等

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある納付書（30万円以下のもの）については、以下の国内のコンビニエンスストア等で納めることができます。

※コンビニエンスストア等で納付（納入）される場合は、レジにて必ずレシートをお受取ください。

● 対象税目

自動車税、個人事業税、不動産取得税、法人二税、軽油引取税、
府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、宿泊税

セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店

※MMK設置店とは、MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。

■ スマートフォン決済アプリを利用した納付

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある納付書については、スマートフォン決済アプリ「PayB」を利用して納めることができます。詳細については、下記ホームページをご覧ください。

大阪府 PayB

● 対象税目

コンビニエンスストア等と同一

● 納付方法

- ① スマートフォンやタブレット端末にアプリをダウンロードし、氏名、生年月日、口座情報等を事前登録します。
- ② アプリを起動し、コンビニエンスストア収納用バーコードを読み取ることで、あらかじめ登録した口座から即時決済されます。

■ インターネットからのクレジットカードによる納付（自動車税のみ対応）

「納付番号」と「確認番号」が記載されている自動車税の納付書は、インターネットの専用サイト（「大阪府自動車税お支払サイト」）から以下のマークがついているクレジットカードで納めることができます。



手続の詳細や問合せ先は、下記のホームページをご覧ください。QRコードを読み取ることもアクセスできます。



大阪府自動車税お支払サイト

検索

納付確認が可能となるのは、お支払手続完了後、おおむね2週間後です。
自動車税額の外に1件（1台）につき324円（税込）の決済手数料が必要です。
領収証書の発行は行いませんので、ご了承ください。

■ Pay-easy（ペイジー）を利用した納付

「Pay-easy（ペイジー）」マークが表示されている納付書は、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納めることができます。

詳細については、府税のホームページをご覧ください。

大阪府 ペイジー

検索

● 対象税目

法人二税・個人事業税・不動産取得税・自動車税・軽油引取税・
ゴルフ場利用税・府民税利子割・府民税配当割・府民税株式等譲渡所得割・宿泊税

※ 法人二税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、宿泊税について、納税義務者（特別徴収義務者）が税額を記入して納税する「手書き納付書」は、ペイジー収納に対応していません。ただし、申告期限の2週間前までに申告書の提出があり、納付書の発行依頼があった場合には、ペイジー対応の納付書の送付（交付）が可能となります。

● 納付方法

金融機関のATM又はインターネットバンキングの画面案内に従い、納付書に記載された指定の数字を入力してください。

《ATMをご利用の場合》

下記の銀行について、全国の店舗にあるATMで府税のお支払が可能です。

りそな、三菱UFJ、三井住友、みずほ、関西みらい（旧近畿大阪銀行のATMに限る。）、群馬、千葉、南都、広島

※ 上記銀行のATMであっても、ペイジーに対応していない機種があります。

※ 納付手続の際、ATM等の画面に表示される氏名又は名称のカナ表示が本来の読み仮名と異なる場合には、お手数ですが府税事務所又は大阪自動車税事務所までご連絡ください。

《インターネットバンキングをご利用の場合》

下記の金融機関について、インターネットバンキングで府税のお支払が可能です。（あらかじめ各金融機関と契約をしておく必要があります。）

区分	名称
銀行	りそな、三菱UFJ、三井住友、みずほ、群馬、千葉、北陸、北國、福井、静岡、大垣共立、十六、三重、滋賀、京都、関西みらい、池田泉州、南都、紀陽、鳥取、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、鹿児島、東京スター（※）、福邦、愛知、名古屋（※）、中京、第三、みなと、徳島、香川、愛媛
信用金庫	大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都
信用組合	大同（※）、のぞみ、近畿産業
農業協同組合	大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市
労働金庫	近畿
インターネット 専業銀行	ジャパンネット

※ 東京スター銀行、名古屋銀行、大同信用組合について、個人名義でインターネットバンキングの登録を行った場合は、府税のお支払ができません。

■ 口座振替（個人事業税のみ対応）

個人事業税は、口座振替により納付することができます。詳しくは、府税事務所へお問い合わせください。

取扱税目	個人事業税
取扱金融機関	府税を取り扱う銀行、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合の府内にある本・支店 ※ゆうちょ銀行（郵便局）では取扱いできません。
取扱預金口座	普通預金、当座預金、納税準備預金
申込手続	「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印の上、申し込んでください。 お申込みからおおむね3か月後の納付分から口座振替が開始されます。 なお、定期預金等の納期限は、8月末日(第1期分)と11月末日(第2期分)です。
振替日	納期限の日にご指定の預金口座から振替えられます。 〔ご注意〕振替日に預金不足の場合は、振替不能となり、口座振替の取扱いができません。

※「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」は、各府税事務所の窓口に備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

また、8月に送付いたします納税通知書にも同封しています。

府税 口座振替関係申請書

検索

※ 口座振替が完了したことの確認は、預金通帳をお願いします。また、税務署への申告の際には、領収証書等の府税を納付したことを証する書類を提示する必要がありますはありません。

なお、口座振替が完了したことを確認する書面が必要な場合には、随時所管の府税事務所へお申し出ください。

「口座振替済確認書」を発行いたします。

※ 金融機関によっては、一定期間振替（課税）がなかった場合は、再度口座振替の申込みが必要な場合があります。

納税についてのよくあるお問合せ

Q：府税の納付書を紛失してしまった・・・再発行してもらえますか？

A：最寄りの府税事務所にお越しいただければ再発行いたします。その場で納付もできます。また、電話で納付書を請求いただければ、再発行して送付いたします。納期限を過ぎてからお申し出いただいた場合には、延滞金がかかることがありますので、早めの連絡をお願いいたします。

なお、転居等により納付書を紛失された場合には、住所変更の届け出も併せてお願いいたします。

自動車税の住所変更は、インターネットでも取扱いしております。

府税事務所に総合受付窓口を設置しています

○ 府税事務所へお越しの際は、まず総合受付窓口へ

受付内容

- ・ 法人の申告書等の受付
- ・ 納税証明書の交付請求書の受付
- ・ 自動車税減免申請書の受付 等

※総合受付窓口は、各府税事務所の1階入口付近に設置しています。

中央府税事務所については、地下1階（道路側（谷町筋）からは地上面）、

なにわ北・泉北府税事務所については、2階となります。

※申告されてから1週間以内に納税証明書を請求される場合は、お手数ですが、申告書の控えと領収証書をお持ちください。

延滞金

納期限までに府税を完納されない場合は滞納となり、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、税額（これに1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

- 納期限の翌日から1か月を経過する日まで …… 年7.3%（注1）（注2）
- 納期限の翌日から1か月を経過した日以後 …… 年14.6%（注1）

（注1）平成26年1月1日より、延滞金の割合は「各年の前年12月15日までに租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合」が年7.3%に満たない場合は、その年の割合（以下「特例基準割合」という。）を計算の基として、納期限の翌日から1か月を経過する日までは「特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（年7.3%を上限）」となり、納期限の翌日から1か月を経過した日以降は「特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合」となります。

（注2）納期限の翌日から1か月を経過する日までの延滞金の割合は、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、各年の前年11月30日を経過するときの日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない時は、その割合とします。

延滞金の割合(平成22年以後)	年7.3%の割合	年14.6%の割合
平成22年1月1日から平成25年12月31日	4.3%	14.6%
平成26年1月1日から平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和元年12月31日	2.6%	8.9%

滞納処分

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押え等）が行われることとなります。

減免・猶予

■ 府税の減免

次の場合は、申請により府税が減免されることがあります。

- 個人府民税 …… 個人市町村民税が減免された場合
- 個人事業税 …… 生活保護法により生活扶助を受けておられる場合や災害等に遭われた場合
- 不動産取得税 …… 災害でなくした不動産の代わりに不動産を取得した場合や取得した不動産をその直後に災害でなくされた場合等
- 自動車税・自動車取得税 …… 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方が日常生活を営む上で不可欠な自動車で一定の要件に該当する場合（1人1台に限ります。）等

■ 納税の猶予

下記に該当する場合は、申請に基づき、府税の納税が1年以内の期間に限り猶予されることがあります。申請は、当該府税を担当する府税事務所・大阪自動車税事務所にて行ってください。

なお、納税の猶予がされた場合は、その期間中の延滞金が一定の割合で免除されます。

- 徴収猶予 …… 災害や盗難、病気、負傷、事業の休廃止等により、府税を一時に納めることができないときは、徴収猶予が認められる場合があります。
 - 換価の猶予 …… 府税を一時に納めることにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等一定の要件に該当するときは、換価の猶予が認められる場合があります。
- なお、申請による換価の猶予は、猶予を受けようとする府税の納期限から6か月以内に申請してください。

※詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

府税 納税の猶予

検索

※東日本大震災にかかる府税の軽減措置については府税のホームページをご覧ください。

大阪府 府税 東日本大震災 軽減

検索

※熊本地震にかかる府税の取扱いについては府税のホームページをご覧ください。

大阪府 府税 熊本地震

検索

審査請求

府税事務所長、自動車税事務所長等が行った課税や徴収の処分等について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

この場合、審査請求書は、なるべく当該府税事務所等を経由して提出してください。

なお、審査請求に係る処分等又は裁決について不服がある場合は、原則として審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府知事となります。)裁判所に処分の取消訴訟を提起することができます。

納税証明書の交付

納税証明書は、最寄りの府税事務所で交付を受けることができます。

※税務局及び大阪自動車税事務所では、交付していませんのでご注意ください。

■ 窓口で申請する場合に必要なもの(自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)を除く。)

○ 納税証明書交付請求書

各府税事務所の窓口へ備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

○ 印鑑

納税証明書交付請求書に押印していただきます。(個人の場合…認印 法人の場合…法人の代表者印)

○ 交付手数料

1件につき400円の手数料が必要です。請求事項、税目、年度(事業年度)ごとに各1件と計算します。
手数料は窓口にて現金でお支払いいただきます。(平成30年10月1日に大阪府証紙は廃止となりました。)

○ 本人確認書類

窓口に来た方が、納税者またはその代理人であることの本人確認をさせていただきます。
(下記「納税証明書を請求される方へ」を参照)

○ 委任状

代理人の方が納税証明書の交付を請求される場合には、委任状が必要です。

大阪府 納税証明書交付請求書のダウンロード

検索

「納税証明書を請求される方へ」

個人情報保護の観点から、納税証明書の請求の際には、本人確認書類の提示をお願いします。

本人確認書類の提示がない場合は、納税証明書を交付できない場合があります。

● 本人確認のため窓口で提示していただく書類(原本)

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、旅券(パスポート)、在留カード、国民年金証書(手帳)、母子健康手帳、身体障がい者手帳、住民基本台帳カード、社員証・学生証、その他公の機関が発行した資格証明書又はそれに準じるもの。

※納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものです。本人確認書類の提示は、皆様の個人情報を保護するための措置ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■ 自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)について

○ 自動車税の納税確認の電子化

大阪府では、車検を受ける運輸支局等との間で電子的に自動車税の納税情報を確認する仕組みを構築し、自動車税の完納が確認できる場合は、原則、車検時に自動車税納税証明書(継続検査・構造等変更検査用)の提示を省略することができます。

※ 納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税の未納(延滞金を含む。)がない場合に限りです。

※ 運輸支局等への納税情報の提供には自動車税の納税後おおむね10日(クレジットカードによって納税した場合はおおむね2週間)程度かかります。したがって、その間に車検を受けられる方は、運輸支局等で電子的に納税確認ができませんので、これまでどおり府が発行する納税証明書の提示が必要です。

※ 自動車税コールセンター(0570-020156)において、自動車税の完納確認ができますのでご利用ください。

その際、本人確認のため、登録番号及び車台番号(下4桁)が必要です。

※ 完納確認ができた当日に車検を受ける場合は、納税証明書の提示を求められることがありますので、車検受け前日までに完納確認をお願いします。

※ 納税情報の確認にあたって大阪府から運輸支局等へ提供する情報は①自動車登録番号②車台番号(下4桁に限る。)③自動車税の納税状況(完納又は未納かどうか。)です。住所、氏名、税額等の個人情報は提供しません。

なお、運輸支局等への納税情報の提供を希望されない場合は、書面による申出により、情報の提供を中止し、電子確認ができないように対応します。詳しくは、自動車税コールセンター(0570-020156)までお問い合わせください。

お問合せ先

府税事務所

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域		
				法人府民税 法人事業税	個人事業税 不動産取得税	軽油引取税等 (注)
中央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6942)6151	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大阪市内全域	大阪市(都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区)	×
なにわ北	TEL 06(6362)8611 FAX 06(6362)6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	×	大阪市(北区、淀川区、東淀川区)	大阪府内全域
なにわ南	TEL 06(6775)1414 FAX 06(6775)1362	543-8533	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	×	大阪市(天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区)	×
三島	TEL 072(627)1121 FAX 072(623)6344	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町		×
豊能	TEL 072(752)4111 FAX 072(753)5882	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町		×
泉北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁目4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町		×
泉南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町		×
南河内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村		×
中河内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市		×
北河内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)2883	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市		×

(注) 軽油引取税等とは、軽油引取税、利子等に係る府民税、特定配当等に係る府民税、特定株式等譲渡所得金額に係る府民税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税及び畜白税をいいます。

大阪府域地方税徴収機構

大阪府では、地方税収入未済額のさらなる縮減を図るため、大阪府と大阪府内35市町との間で「大阪府域地方税徴収機構」を設置し、府及び市町職員が共同して積極的な徴収を行っています。

本部・支部	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
本部・中央	TEL 06(6210)9140 06(6944)6057 FAX 06(6944)6127	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 (大阪府新別館北館6階)	本部：吹田市、島本町、豊能町 中央：府税の徴収及び滞納処分の執行（主に指定徴収金に係る滞納事案、換価事案調査事案）に関する事
北支部	TEL 06(6131)0826 06(6131)0828 06(6131)0829 FAX 06(6131)0832	530-0047	大阪市北区西天満3丁目5番24号 (大阪府なにわ北府税事務所庁舎内5階)	大阪市、豊中市、池田市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、柏原市、門真市、四條畷市、交野市
南支部	TEL 072(225)0391 072(225)0396 072(225)0398 FAX 072(225)0399	590-0063	堺市堺区中安井町3丁目4番1号 (大阪府泉北府税事務所庁舎内4階)	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、太子町、河南町

お問い合わせ先

本庁

名称	電話・ファックス	郵便番号	所在地
税務局 税政課 徴税対策課	TEL 06(6210)9119 FAX 06(6210)9932	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎（さきまこスタワー）18階

- ★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。
- ★間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

大阪自動車税事務所

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域	
本所	TEL 06(6775)1361 FAX 06(6775)1365	543-8511	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	大阪府内全域（毎年5月に課税する自動車）	
分室	寝屋川 TEL 072(823)1801 FAX 072(820)1143	572-0846	寝屋川市高宮栄町13番2号	登録（取得）時の自動車税・ 自動車取得税（注）	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町（大阪ナンバー該当区域）
	和泉 TEL 0725(41)1327 FAX 0725(43)4541	594-0011	和泉市上代町		堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤坂村（和泉・堺ナンバー該当区域）
	なにわ TEL 06(6612)7251 FAX 06(6613)6077	559-0031	大阪市住之江区南港東3丁目1番14号		大阪市（なにわナンバー該当区域）

(注) 軽自動車に係る自動車取得税については、次へお問い合わせください。
 大阪ナンバー該当区域の場合は、072-604-2772（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内 自動車取得税担当）
 和泉・堺ナンバー該当区域の場合は、072-273-1066（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所内 自動車取得税担当）
 なにわナンバー該当区域の場合は、06-6612-2181（軽自動車検査協会 大阪主管事務所 自動車取得税担当）

■ 自動車税コールセンター（自動車税に関するお問合せはこちらまでお願いします！）

ふぜいコール
0570-020156

- ※ 受付時間 平日9：00～17：45 オペレーターによる対応
- ※ 上記以外の時間、土・日曜日・祝日・年末年始は24時間自動音声案内で対応しています。
- ※ このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。
 なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。
- ※ お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号（下4桁）」をご確認ください。
- ※ 一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。
- ※ 納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

■ 大阪府税テレフォンガイド自動音声案内

0570-003201

納期限、納税の方法、納税証明書、個人事業税の口座振替については、24時間365日自動音声による案内を行っています。
 ※ 一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7029をお願いします。

府税のホームページ

■ 府税のホームページはこちら

府税あらかると

ホームページでは、府税に関するQ&Aや各種申請書等のダウンロードのほか公売のご案内もしています。
 公売に関するお問合せは、こちらまで。

- 会場公売・インターネット公売（不動産・自動車等）について
 ・税務局徴税対策課地方税徴収向上グループ 公売専用電話 06-6210-9931
- 「不動産公売のお知らせメール」登録募集
 ・メールによる不動産公売情報の配信を希望される方は、府税のホームページでご登録ください。

お問い合わせ先

国税局・税務署

(平成31年4月1日現在)

局 署 名	電話番号	郵便番号	所在地	管 轄 区 域	
大阪国税局	06(6941)5331	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	
大 阪 市 内	大阪福島	06(6448)1281	553-8567	大阪市福島区玉川2丁目12番28号	福島区、此花区
	西	06(6583)4624	550-8586	大阪市西区川口2丁目7番9号	西区
	港	06(6572)3901	552-0003	大阪市港区磯路3丁目20番11号	港区、大正区
	天王寺	06(6772)1281	543-8503	大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号	天王寺区
	浪速	06(6632)1131	556-0011	大阪市浪速区難波中3丁目13番9号	浪速区
	西淀川	06(6472)1021	555-0024	大阪市西淀川区野里3丁目3番3号	西淀川区
	東成	06(6972)1331	537-0024	大阪市東成区東小橋2丁目1番7号	東成区
	生野	06(6717)1231	544-8555	大阪市生野区勝山北5丁目22番14号	生野区
	旭	06(6952)3201	535-8555	大阪市旭区大宮1丁目1番25号	都島区、旭区
	城東	06(6932)1271	536-8527	大阪市城東区中央2丁目14番29号	城東区、鶴見区
	阿倍野	06(6628)0221	545-0005	大阪市阿倍野区三明町2丁目10番29号	阿倍野区
	住吉	06(6672)1321	558-8555	大阪市住吉区住吉2丁目17番37号	住吉区、住之江区
	東住吉	06(6702)0001	547-8501	大阪市平野区平野西2丁目2番2号	東住吉区、平野区
	西成	06(6659)5131	557-0054	大阪市西成区千本中1丁目3番4号	西成区
	東淀川	06(6303)1141	532-8558	大阪市淀川区木川東2丁目3番1号	東淀川区、淀川区
	北	06(6313)3371	530-8585	大阪市北区南扇町7番13号	北区（大淀税務署の管轄区域を除く）
	大淀	06(6372)7221	531-0071	大阪市北区中津1丁目5番16号	北区（注1）
東	06(6942)1101	540-8557	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	中央区（南税務署の管轄区域を除く）	
南	06(6768)4881	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	中央区（注2）	
大 阪 市 外	堺	072(238)5551	590-8550	堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	堺市
	岸和田	072(438)1341	596-0825	岸和田市土生町2丁目28番1号	岸和田市、貝塚市
	豊能	072(751)2441	563-8688	池田市城南2丁目1番8号	豊中市、池田市、箕面市、豊能郡
	吹田	06(6330)3911	564-8515	吹田市片山町3丁目16番22号	吹田市、摂津市
	泉大津	0725(33)5601	595-8585	泉大津市二田町1丁目15番27号	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡
	枚方	072(844)9521	573-8654	枚方市大垣内町2丁目9番9号	枚方市、寝屋川市、交野市
	茨木	072(623)1131	567-8565	茨木市上中条1丁目9番21号	高槻市、茨木市、三島郡
	八尾	072(992)1251	581-8555	八尾市高美町3丁目2番29号	八尾市、松原市、柏原市
	泉佐野	072(462)3471	598-8503	泉佐野市日根野3683番地の1	泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡
	富田林	0721(24)3281	584-8501	富田林市若松町西2丁目1697番地1	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡
門真	06(6909)0181	571-8545	門真市殿島町8番12号	守口市、大東市、門真市、四條畷市	
東大阪	06(6724)0001	577-8666	東大阪市永和2丁目3番8号	東大阪市	

(注1) 大淀税務署の管轄区域は、次のとおりです。

北区のうち、池田町、浮田1・2丁目、大深町、大淀北1・2丁目、大淀中1～5丁目、大淀南1～3丁目、菅栄町、黒崎町、国分寺1・2丁目、芝田1・2丁目、茶屋町、鶴舞町、天神橋5～8丁目、豊崎1～7丁目、浪花町、中崎1～3丁目、中崎西1～4丁目、中津1～7丁目、長柄中1～3丁目、長柄西1・2丁目、長柄東1～3丁目、錦町、樋之口町、本庄西1～3丁目、本庄東1～3丁目

(注2) 南税務署の管轄区域は、次のとおりです。

中央区のうち、安堂寺町1・2丁目、上汐1・2丁目、上本町西1～5丁目、瓦屋町1～3丁目、高津1～3丁目、島之内1・2丁目、心齋橋筋1・2丁目、千日前1・2丁目、宗右衛門町、谷町6～9丁目、東平1・2丁目、道頓堀1・2丁目、中寺1・2丁目、難波1～5丁目、難波千日前、西心齋橋1・2丁目、日本橋1・2丁目、東心齋橋1・2丁目、松屋町、南船場1～4丁目

市役所（市税事務所）・町村役場

■ 大阪市（市税事務所）

(平成31年4月1日現在)

事務所名	電話番号	郵便番号	所在地	担当区域	
大阪市(本庁)	06(6208)8181 (代表)	530-8201	大阪市北区中之島1丁目3番20号		
梅田	06(4797)	各市税事務所共通番号 ・管理……………(2948) ・個人市民税……………(2953) ・軽自動車税……………(2954) ・固定資産税(土地)……………(2957) ・固定資産税(家屋)……………(2958) ・納税……………(2949) ・収納対策……………(2914)	530-8216	大阪市北区梅田1丁目2番2-700号 大阪駅前第2ビル7階	北区、西淀川区、淀川区、東淀川
京橋	06(4801)		534-8502	大阪市都島区片町2丁目2番48号 J1京橋ビル4階	都島区、旭区、城東区、鶴見区
弁天町	06(4395)		552-8505	大阪市港区弁天1丁目2番2-100号 大阪ベイトワール イースト1階	福島区、此花区、西区、港区、大正区
なんば	06(4397)		556-8670	大阪市浪速区奏町1丁目4番1号 大阪シティエターナルビル(OCAT)5階	中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区
あべの	06(4396)		545-8533	大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-702号 あべのメディックス7階	阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区
船場法人	06(4705)		541-8551	大阪市中央区船場中央1丁目4番3-203号 船場センタービル3号館2階北側	市内全域 (対象者) ・法人 ・事業主
分室 (注)	06(4705)2948 船場法人市税事務所代表番号へおかけください。	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新築館北館地下1階 大阪府中央府税事務所内		

(注) 法人市民税及び事業所税にかかる申告書や届出書の受付、市税にかかる納税証明書発行(課税証明書、固定資産評価証明書を除く)、市税の収納等の業務を行っています。なお、申告・納付等の相談業務は行っていません。

(法人市民税及び事業所税にかかる申告書等を郵送より提出される場合は、船場法人市税事務所までご送付ください。)

■ 堺市（市税事務所）

(平成31年4月1日現在)

事務所名	電話番号	郵便番号	所在地
堺市(本庁)	072(233)1101 (代表)	590-0078	堺市堺区南瓦町3番1号
法人課税課	(総務課税係) ……072(231)9741 (法人課税係) ……072(231)9742	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目3番地1
市民税課	(堺区・西区) ……072(231)9751 (中区・南区) ……072(231)9752 (東区・北区) ……072(231)9753 (美原区) ……072(231)9754	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目3番地1
固定資産税課	(堺区) ……072(231)9761 (中区・東区) ……072(231)9762 (西区・南区) ……072(231)9763 (北区・美原区) ……072(231)9764 (償却資産係) ……072(231)9765	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目3番地1
納税課	(堺区・西区) ……072(231)9771 (中区・南区) ……072(231)9772 (東区・北区・美原区) ……072(231)9773	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目3番地1

(注) 平成30年1月1日に各区域を所管する市税事務所と固定資産税事務所を統合しました。各区役所内には「市税の窓口」を設置し、市税の手続きや市税事務所への取次ぎを行っています。

お問い合わせ先

■ その他の市町村

(平成31年4月1日現在)

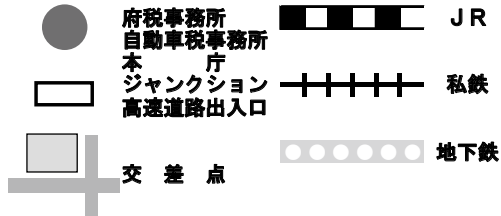
市町村名	電話番号	郵便番号	所在地
その他の市	岸和田市	072(423)2121	596-8510 岸和田市岸城町7番1号
	豊中市	06(6858)2525	561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
	池田市	072(752)1111	563-8666 池田市城南1丁目1番1号
	吹田市	06(6384)1231(代表)	564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
	泉大津市	0725(33)1131	595-8686 泉大津市東雲町9番12号
	高槻市	072(674)7111(大代表)	569-8501 高槻市桃園町2番1号
	貝塚市	072(423)2151	597-8585 貝塚市畠中1丁目17番1号
	守口市	06(6992)1221	570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号
	枚方市	072(841)1221	573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号
	茨木市	072(622)8121	567-8505 茨木市藤前3丁目8番13号
	八尾市	072(991)3881	581-0003 八尾市本町1丁目1番1号
	泉佐野市	072(463)1212	598-8550 泉佐野市市場東1丁目295番地の3
	富田林市	0721(25)1000	584-8511 富田林市常盤町1番1号
	寝屋川市	072(824)1181	572-8555 寝屋川市本町1番1号
	河内長野市	0721(53)1111	586-8501 河内長野市原町1丁目1番1号
	松原市	072(334)1550	580-8501 松原市阿保1丁目1番1号
	大東市	072(872)2181	574-8555 大東市谷川1丁目1番1号
	和泉市	(市民税) ……0725(99)8108 (資産税) ……0725(99)8107 (納税) ……0725(99)8109	594-8501 和泉市府中町2丁目7番5号
	箕面市	072(723)2121	562-0003 箕面市西小路4丁目6番1号
	柏原市	072(972)1501	582-8555 柏原市安堂町1番55号
	羽曳野市	072(958)1111	583-8585 羽曳野市誉田4丁目1番1号
	門真市	06(6902)1231	571-8585 門真市中町1番1号
	摂津市	06(6383)1111	566-8555 摂津市三島1丁目1番1号
	高石市	(市民税・軽自動車税) ……072(275)6097 (固定資産税) ……072(275)6109 (納税) ……072(275)6094	592-8585 高石市加茂4丁目1番1号
	藤井寺市	072(939)1111	583-8583 藤井寺市岡1丁目1番1号
	東大阪市	06(4309)3000	577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号
泉南市	(市民税) ……072(483)9031 (固定資産税) ……072(483)9032 (納税) ……072(483)9033	590-0592 泉南市樽井1丁目1番1号	
四條畷市	072(877)2121	575-8501 四條畷市中野本町1番1号	
交野市	072(892)0121	576-8501 交野市私部1丁目1番1号	
大阪狭山市	072(366)0011	589-8501 大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	
阪南市	072(471)5678	599-0292 阪南市尾崎町35番地の1	
三島郡	島本町	075(961)5151	618-8570 島本町桜井2丁目1番1号
豊能郡	豊能町	072(739)0001	563-0292 豊能町余野414番地の1
	能勢町	072(734)0001	563-0392 能勢町能野28番地
泉北郡	忠岡町	0725(22)1122	595-0805 忠岡町忠岡東1丁目34番1号
泉南郡	熊取町	(課税/町民税) ……072(452)1005 (課税/固定資産税) ……072(452)1006 (納税) ……072(452)1007	590-0495 熊取町野田1丁目1番1号
	田尻町	072(466)5003	598-8588 田尻町嘉祥寺375番地1
	岬町	(課税/町民税) ……072(492)2752 (課税/固定資産税) ……072(492)2757 (納税) ……072(492)2765	599-0392 岬町深臼2000番地の1
南河内郡	太子町	0721(98)5517	583-8580 太子町大字山田88番地
	河南町	0721(93)2500	585-8585 河南町大字白木1359番地の6
	千早赤阪村	0721(72)0081	585-8501 千早赤阪村大字水分180番地

お問い合わせ先

所在地図 (府税事務所・大阪自動車税事務所(分室)・税務局)

(平成31年4月1日現在)

【凡例】



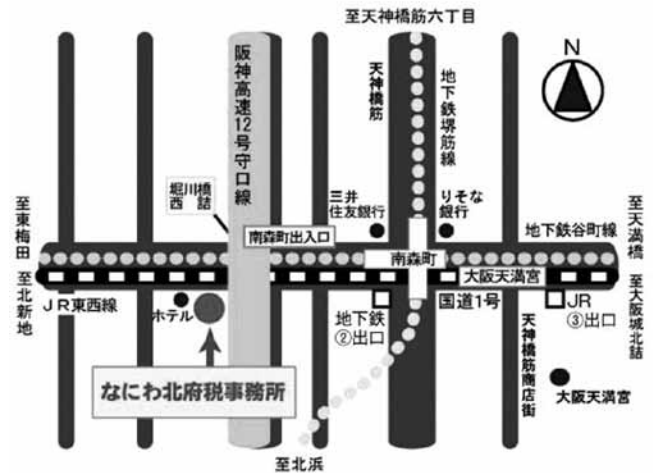
※ 地図によって縮尺が異なりますのでご注意ください。
 ※ 担当区域については40ページをご覧ください。

① 中央府税事務所 電話 06(6941)7951
 〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館北館



地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1-A 出口から直結

② なにわ北府税事務所 電話 06(6362)8611
 〒530-8502 大阪市北区西天満3-5-24



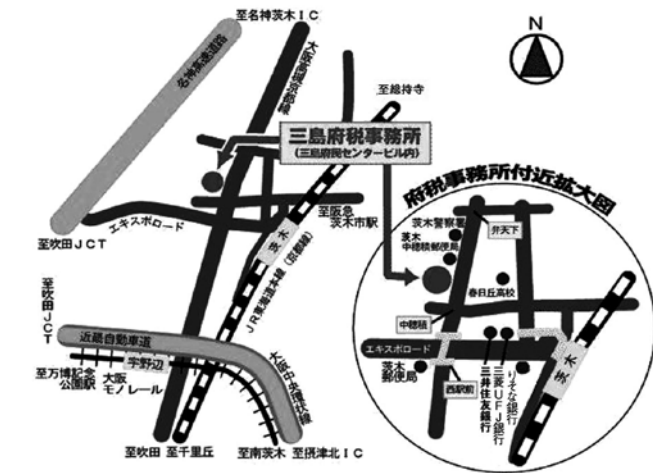
地下鉄谷町線・堺筋線「南森町駅」地下鉄②番出口から200m
 JR 東西線「大阪天満宮駅」JR ③番出口から300m

③ なにわ南府税事務所 電話 06(6775)1414
 〒543-8533 大阪市天王寺区伶人町2-7



地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」⑤番出口から250m
 地下鉄堺筋線「恵美須町駅」②番出口から930m
 JR 環状線・阪和線・大和路線「天王寺駅」北口から970m

④ 三島府税事務所 電話 072(627)1121
 〒567-8515 茨木市中穂積1-3-43



JR 東海道本線(京都線)「茨木駅」西出口から700m
 大阪モノレール「宇野辺駅」から1.3km
 阪急京都線「茨木市駅」から1.7km

お問い合わせ先

⑤豊能府税事務所 電話 072(752)4111
〒563-8588 池田市城南 1-1-1



阪急宝塚線「池田駅」から500m

⑥泉北府税事務所 電話 072(238)7221
〒590-8558 堺市堺区中安井町 3-4-1



南海高野線「堺東駅」西出口から1km

⑦泉南府税事務所 電話 072(439)3601
〒596-8520 岸和田市野田町 3-13-2



南海本線「岸和田駅」南出口から800m
JR 阪和線「東岸和田駅」から900m

⑧南河内府税事務所 電話 0721(25)1131
〒584-8531 富田林市寿町 2-6-1



近鉄長野線「富田林西口駅」から北へ150m

⑨中河内府税事務所 電話 06(6789)1221
〒577-8509 東大阪市御厨栄町 4-1-16



近鉄奈良線「河内小阪駅」から600m

⑩北河内府税事務所 電話 072(844)1331
〒573-8501 枚方市大垣内町 2-15-1



京阪本線「枚方市駅」中央改札口を出て⑨番出口から700m
京阪交野線「宮之阪駅」から500m

お問い合わせ先

⑪大阪自動車税事務所 電話 06(6775)1361
〒543-8511 大阪市天王寺区伶人町 2-7



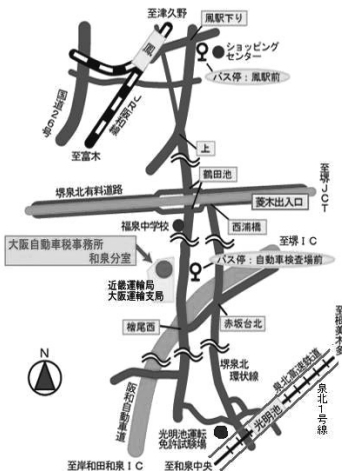
地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」⑤番出口から 250m
地下鉄堺筋線「恵美須町駅」②番出口から 930m
JR 環状線・阪和線・大和路線「天王寺駅」北口から 970m

⑫大阪自動車税事務所寝屋川分室 電話 072(823)1801
〒572-0846 寝屋川市高宮栄町 13-2



京阪本線「寝屋川市駅」南改札口から 1.4km

⑬大阪自動車税事務所和泉分室 電話 0725(41)1327
〒594-0011 和泉市上代町



JR 阪和線「鳳駅」東出口から交差点「鳳駅下り」へ 470mのバス停「鳳駅前」より光明池方面行き乗車、バス停「自動車検査場前」下車/泉北高速鉄道「光明池駅」から堺東駅方面行き乗車、バス停「自動車検査場前」下車

⑭大阪自動車税事務所なにわ分室 電話 06(6612)7251
〒559-0031 大阪市住之江区南港東 3-1-14



ニュートラム南港ポートタウン線「南港口駅」①番出口から 1.2km

⑮財務部税務局 電話 06(6210)9119
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）18 階



地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車、南東へ徒歩約 8 分
ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車、ATCビル直結

お問い合わせ先

大阪府に対する寄附金（ふるさと納税）にご協力をお願いします。

大阪府では、ふるさと納税制度を活用して、本府を応援してくださる皆様からの寄附を募っています。
大阪を愛し、応援したいとお考えの方なら、どなたでもご寄附いただけますので、皆様のご協力をお願いします。

■ 寄附金を募集している基金

基金名等	担当部署	基金の目的等	基金名等	担当部署	基金の目的等
御堂筋イルミネーション基金	府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ	大阪のシンボルである御堂筋のイチョウをイルミネーションで装飾することにより、にぎわいを創り出し、大阪の活性化を図ります。	がん対策基金	健康医療部 保健医療室 健康づくり課 がん対策グループ	がん検診・予防の普及啓発を通じて、がん検診の受診率の向上、がんの早期発見、早期治療をめざします。
大阪ミュージアム基金	府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課 魅力推進・ミュージアムグループ	地域の方々による歴史的なまちなみの景観保全や観光PRへの助成等、まちの魅力向上の取り組みを支援します。	大阪ハートフル基金（障害者雇用促進基金）	商工労働部 雇用促進室 就業促進課 障害がい者雇用促進グループ	障がい者の雇用や就労支援の取り組みの周知等を通じて、障がい者の雇用環境の充実を図ります。
大阪教育ゆめ基金	教育庁 教育総務企画課 総務グループ	学力を向上させる取り組みや、豊かな心をはぐむための取り組みなどを通じて、大阪のこどもたちの確かな「学び」と「はぐみ」を支えます。	福祉基金	福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課 調整グループ	府民による自主的な福祉ボランティア活動や地域福祉活動への助成等を通じて、府民福祉の向上を図ります。
なみはやスポーツ振興基金	府民文化部 文化・スポーツ室 スポーツ振興課 スポーツ振興グループ	大阪マラソンの実施などスポーツを通じて大阪が元気で笑顔があふれるまちになるよう生涯スポーツ社会づくりを推進します。	日本万国博覧会記念公園基金	府民文化部 日本万国博覧会記念公園事務所 総務・管理課	日本万国博覧会記念公園の整備と、その健全な運営を図ります。
文化振興基金	府民文化部 文化・スポーツ室 文化課 文化創造グループ	アーティストの発表の場の提供や、優れた芸術文化の鑑賞機会を府民に提供すること等により、芸術文化の振興を図ります。	地域防災基金	政策企画部 危機管理室 消防保安課 消防指導グループ	今後発生が懸念される大規模災害に備え、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ります。
女性基金	府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ	女性の活躍を促進するセミナー開催や女性の幅広い悩みに対する相談など、様々な事業を通じて男女がともにいきいきと暮らせる社会づくりを進めます。	動物愛護管理基金	環境農林水産部 動物愛護管理センター 企画推進課	人と動物が共生できる社会を実現し、社会全体で殺処分がゼロとなることをめざすため、引取数の削減、返還・譲渡率のさらなる向上に取り組めます。
みどりの基金	環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化グループ	府民・NPO等が協働で行う校庭の芝生の維持や緑化樹の無償配布等を通じて、まちの緑化を推進します。	子ども輝く未来基金	福祉部 子ども室 子育て支援課 推進グループ	子どもたちが同じスタートラインに立ち、輝く未来に向かって進むことができるよう支援します。
環境保全基金	環境農林水産部 エネルギー政策課 環境活動推進グループ	民間団体の環境保全活動への支援等を通じて、大阪の豊かな環境を守り育みます。	グローバル人材育成基金	府民文化部 都市魅力創造局 国際課 国際化推進グループ	世界で活躍することのできる人材の育成及び外国人留学生の受入環境整備に取り組めます。

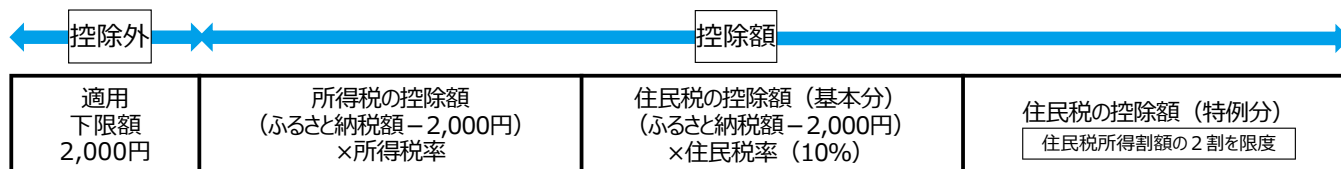
* 各基金の内容・お申し込み方法等については、大阪府のホームページでご確認ください。

リビング オオサカ

検索

■ 税の控除について

ふるさと納税をされた場合、寄附額のうち2千円を超える部分について、所得税と個人住民税から原則として全額が控除されます（一定の上限があります。）。



ふるさと納税を行い、所得税・住民税から控除を受けるためには、原則として確定申告を行う必要があります。

なお、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が利用できます。この特例制度は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内で、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。

詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

府税あらかると 寄附金

検索

さくいん

ア行

医療費控除……………7
エルタックス (eLTAX) ……13
延滞金……………37,38

カ行

外形標準課税適用法人……………12,13,14
寡婦・寡夫控除……………8
貨物割……………29
換価の猶予……………38
環境負荷の大きい自動車……………19
環境負荷の小さい自動車……………19
基礎控除……………8,34
揮発油税……………5,24
寄附金控除……………7,48
均等割……………6,9,11,15
グリーン化税制……………19
クレジットカードによる納付……………36
軽減措置……………20,25,38
軽自動車税……………5,18,21,41,43
軽油引取税……………4,23,35,36
減免……………38
公益法人等……………11,12,16
鉱区税……………4,17
口座振替……………10,37
個人事業税……………4,10,35,36,37,38
個人市町村民税……………5,8,9,38
個人住民税の特別徴収……………8,9
個人府民税……………4,6,9,38
固定資産税……………4,5,25,26,27
ゴルフ場利用税……………4,31,35,36
コンビニエンスストア収納……………35

サ行

地震保険料控除……………7
事業所税……………5,17
市町村たばこ税……………5,30
自動車重量税……………5,22
自動車取得税……………1,4,20,38
自動車税……………1,4,18,19,20,35,36,37,38,39,41
自動車税納税証明書……………39
資本金等の額……………11,12,15
資本割……………12
社会保険料控除……………7
住宅ローン控除……………7
収入割……………12,13
宿泊税……………4,33,35,36
狩猟税……………4,31

障がい者控除……………8
小規模企業共済等掛金控除……………7
譲渡割……………29
消費税……………4,5,28,29
所得控除額……………6,7,9,15
所得税……………5,7,8,10,15,32,48
所得割……………1,6,9,12,13,14
審査請求……………39
税額控除額……………6,7,9,15
生命保険料控除……………7
石油ガス税……………5,24
セルフメディケーション税制
(医療費控除の特例)……………7
相続税……………5,34
贈与税……………5,25,34

タ行

第一種事業、第二種事業、第三種事業
……………10
滞納処分……………38
たばこ税……………5,30
地方揮発油税……………5,24
地方消費税……………2,4,28,29
地方法人税……………5,16
地方法人特別譲与税……………13
地方法人特別税……………5,13,35,36
超過課税……………11
徴収猶予……………38
登録免許税……………5,27
特定株式等譲渡所得金額に係る府民税
……………4,33
特定配当等に係る府民税……………4,32
特別徴収義務者
……………8,23,31,32,33,36
特別法人事業譲与税……………14
特別法人事業税……………1,5,12,14
都市計画税……………5,26

ナ行

入湯税……………5,33
納税証明書……………19,37,39,41
納税証明書交付請求書……………39
納税の猶予……………38

ハ行

配偶者控除……………8,25
配偶者特別控除……………8
配当控除……………7
府が課する固定資産税……………4,26

付加価値割……………12
府たばこ税……………4,30
復興特別所得税……………5,15,32,33
不動産取得税……………4,25,35,36,38
府民税株式等譲渡所得割……………33,35,36
府民税配当割……………32,35,36
府民税利子割……………32,35,36
扶養控除……………8
ふるさと納税……………1,48
Pay-easy (ペイジー)……………36
PayB……………35
法人事業税
……………1,4,5,11,12,13,14,35,36
法人市町村民税……………5,15
法人税……………5,16
法人税割……………11,15
法人府民税……………4,11,12,15,35,36

ラ行

ラビング オオサカ……………48
利子等に係る府民税……………4,32

国外に住所等を有する納税者のみなさま



納税管理人制度をご存知ですか？

申告や税金の納付等、府税に関する事務を処理するために納税管理人を指定し府税事務所へ申告しなければなりません！

納税管理人申告書・承認申請書のダウンロードはコチラ！

府税 納税管理人

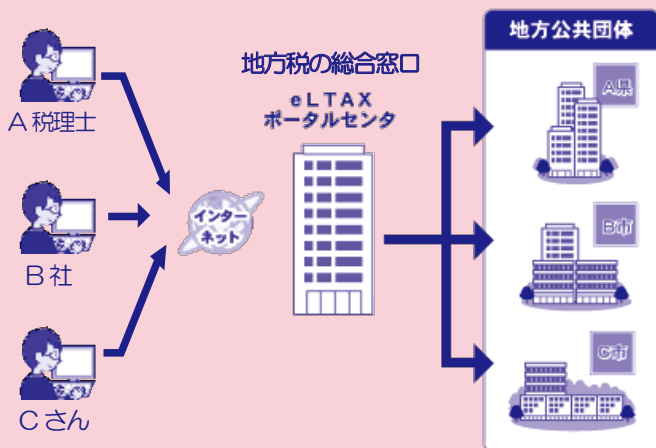
検索

《 府税事務所へ申告が必要な府税 》

個人事業税、法人府民税、法人事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税、宿泊税

法人府民税・事業税はネットで申告・納税を！

簡単・便利な電子申告、電子申請・届出、電子納税をご利用ください。



令和2年4月1日以後に開始する事業年度から
大法人の電子申告が義務化されます！

資本金1億円超の法人等が行う法人府民税・事業税の申告は、
eLTAXによる提出が義務化されます。

令和元年10月1日から
地方税共通納税システムが開始します！

地方税共通納税システムを利用すると、複数の地方公共団体へ
一括して電子納税ができます。

詳細は eLTAX ホームページをご覧ください。

エルタックス

検索



大阪府

財務部税務局税政課 令和元年7月発行

(府税のホームページ) 府税あらかると 検索

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(ささしまコスモタワー)18階

TEL06-6210-9119/FAX06-6210-9932

この冊子は14,000部作成し、一部あたりの単価は35.5円です。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。